

# 平成29年第4回議会定例会会議結果

1	定例会・臨時会の別	第4回定例会
2	開会	平成29年12月12日
3	閉会	平成29年12月13日
4	会期	2日（うち会期延長日なし）
5	議員の出席	12日 出席11名 欠席 0名 13日 出席11名 欠席 0名
6	議案件数	14件（うち議員提出2件）
7	議決の状況	(1)原案可決 12件 (2)原案承認 1件 (4)採 択 1件
8	法第99条の意見書	1件
9	その他	傍聴者 12日14名 13日 4名
11	会議書の写し	別紙のとおり添付
11	議案書の写し	別紙のとおり添付

平成29年 第4回南幌町議会定例会（1日目） 会議録

平成29年12月12日（火）  
午前 9時30分 開 会

1. 出席議員

1番	本 間 秀 正	2番	川 幡 宗 宏
3番	原 田 弘 克	4番	志 賀 浦 学
5番	内 田 惠 子	6番	西 股 裕 司
7番	佐 藤 妙 子	8番	菅 原 文 子
9番	石 川 康 弘	10番	熊 木 惠 子
11番	側 瀬 敏 彦		

2. 欠席議員 なし

3. 会議録署名議員

9番 石 川 康 弘                      10番 熊 木 惠 子

4. 職務のため、会議に出席した者の職・氏名

事務局長 山 内 貢                      事務局主査 光 永 晋

5. 地方自治法第121条第1項により、説明のため会議に出席した者の職・氏名

町 長 三 好 富士夫                      教 育 長 小笠原 正 和  
監 査 委 員 角 畠 徹

6. 町長の委任を受けて出席した説明員

副 町 長	小 林 勇 一	総 務 課 長	大 崎 貞 二
まちづくり課長	森 和 幸	住 民 課 長	小 林 史 典
税務課長兼出納室長	柏 木 英 昭	保 健 福 祉 課 長	佐 藤 由 美 子
産 業 振 興 課 長	柿 崎 納	都 市 整 備 課 長	尾 暮 靖 志
町立南幌病院事務長	松 田 秀 則		

7. 教育長の委任を受けて出席した説明員

生涯学習課長 浅 野 茂

8. 選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

書記長（総務課長） 大 崎 貞 二

9. 公平委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

公平委員会事務員（総務課長） 大 崎 貞 二

10. 農業委員会長の委任を受けて出席した説明員  
農業委員会事務局長 内 田 亨

11. 議事日程・会議に付した事件・会議の経過は別紙のとおり

平成29年 第4回南幌町議会定例会（2日目） 会議録

平成29年12月13日（水）  
午前 9時30分 開会

1. 出席議員

1番	本間 秀正	2番	川幡 宗宏
3番	原田 弘克	4番	志賀浦 学
5番	内田 恵子	6番	西股 裕司
7番	佐藤 妙子	8番	菅原文子
9番	石川 康弘	10番	熊木 恵子
11番	側瀬 敏彦		

2. 欠席議員 なし

3. 会議録署名議員

9番	石川 康弘	10番	熊木 恵子
----	-------	-----	-------

4. 職務のため、会議に出席した者の職・氏名

事務局長	山内 貢	事務局主査	光永 晋
------	------	-------	------

5. 地方自治法第121条第1項により、説明のため会議に出席した者の職・氏名

町長	三好 富士夫	教育長	小笠原 正和
監査委員	角 畠 徹		

6. 町長の委任を受けて出席した説明員

副町長	小林 勇一	総務課長	大崎 貞二
まちづくり課長	森 和幸	住民課長	小林 史典
税務課長兼出納室長	柏木 英昭	保健福祉課長	佐藤 由美子
産業振興課長	柿崎 納	都市整備課長	尾暮 靖志
町立南幌病院事務長	松田 秀則		

7. 教育長の委任を受けて出席した説明員

生涯学習課長	浅野 茂
--------	------

8. 選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

書記長（総務課長）	大崎 貞二
-----------	-------

9. 公平委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

公平委員会事務員（総務課長）	大崎 貞二
----------------	-------

10. 農業委員会長の委任を受けて出席した説明員  
農業委員会事務局長 内 田 亨

11. 議事日程・会議に付した事件・会議の経過は別紙のとおり

- 議長 おはようございます。  
本日をもって召集されました平成29年第4回南幌町議会定例会を開会いたします。  
本日の出席議員数は11名でございます。直ちに本日の会議を開きます。  
本定例会の議事日程は、あらかじめ御手元に配布したとおりでございます。
- 日程1 会議録署名議員の指名を行います。  
指名につきましては、会議規則第125条の規定により議長において指名いたします。  
9番 石川 康弘議員、10番 熊木 恵子議員。以上、御兩名を指名いたします。
- 日程2 会期の決定をいたします。  
先に議会運営委員会委員長から、本定例会の運営について報告の申し出がありましたので、これを許します。議会運営委員長 熊木 恵子議員、報告願います。10番 熊木 恵子議員。
- 熊木議員 平成29年第4回議会定例会の運営について、去る12月5日に議長出席のもと、議会運営委員会を開催いたしました。議会事務局より本定例会の提案議案などの概要について説明を受けるとともに、日程及び運営について協議いたしました。本定例会に付議される案件は、議会提案として各委員会所管事務調査1件、町からは条例関係1件、平成29年度会計補正予算3件、一般議案2件であります。以上、提案案件全般について審議いたしました結果、本定例会の会期は本日12月12日から12月14日までの3日間とすることで意見の一致を見ております。最後に、議会運営に特段の御協力をいただきますようお願い申し上げます、議会運営委員会委員長報告といたします。
- 議長 お諮りいたします。ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会の会期は12月12日から12月14日までの3日間といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。  
(なしの声)  
御異議なしと認めます。よって本定例会は12月12日から12月14日までの3日間と決定いたしました。
- 日程3 諸般報告をいたします。
- ・1番目 会務報告は、御手元に配布したとおりでございます。これもちまして報告済みといたします。
  - ・2番目 例月出納検査結果報告は、監査委員より平成29年9月分及び10月分の例月出納検査報告がありました。その内容については、御手元に配布したとおりでございます。これもちまして報告済みといたします。
  - ・3番目 定例監査結果報告をいたします。局長をして朗読いたさせます。

局長  
議長  
監査委員

(朗読する。)

監査委員からの補足説明があれば賜ります。  
角島監査委員。

既に一度ごらんいただいていると思いますので、読めばわかることは省略し、特徴的なこと、補足が必要な部分について若干お話しさせていただきます。まず監査についての考え方をお話しさせていただきます。1ページのローマ数字の3の監査の手続きに書かれているような視点に立って検証しています。また、例月出納検査では毎月適正に事務や予算執行が行われているか否かを検証し、必要に応じて改善するよう求めています。また、定例監査・決算審査の際に、内容を掘り下げるべきものがないか、予備的な検証を実施しています。出席義務はありませんが、例年、予算の考え方と議論や意見を把握するため、予算審査特別委員会を傍聴しています。今年は1日目と3日目の病院会計までを傍聴し、記録にない部分を含めて流れを把握しています。さらに、9月に入って予特の議事録を取り寄せ内容を確認し、特に傍聴しなかった2日目と総合計画審査特別委員会議事録を精読しております。今、申し上げたような準備をしても、全てを検証することはできませんから、何に重点を置くかを考えて監査に臨んでいます。試査というのはそういう意味だというふうに御理解をいただきたいと思います。また、一般に監査は法令や目的に反していない限り事後検査が基本ですが、今回は予防監査として現物実査を無通告で実施し、実態を現場で確認しております。2ページから5ページ上段には歳入歳出の状況、5ページの3には保管金の状況を記載しております。内容と出納室、6ページの議会事務局は省略をさせていただきます。総務課、6ページの1の2段落目をごらんください。御案内のように昨年は観測史上初めて、台風が1カ月間に北海道に3個も上陸しました。九州、本州では山崩れ、洪水が頻発していますし、今年の7月の暑さや10月から12月の寒さと温度変化が極端です。気象庁のホームページを見ると、1981年から2010年までの30年間を平均して平年値としていますが、1996年から気候変動レポートとして、世界及び日本の気候変動を中心に、気候変動に影響を与える温室効果ガスやオゾン層等の状況について、毎年最新の情報を公表しています。温暖化が急速に進んで、平年値と比較してもほとんど意味がないということだと思います。地震がいつ発生するかは予知ができませんし、噴火・地震は防ぎようがありません。そうすると南幌町の環境では山崩れはありませんし、集中豪雨や洪水等による水害が考えられる災害ですが、新たなステージというのは、もう防災は追いつかないから被害を減らし命を守る減災と、万が一の対応体制が一番の使命ということを新たなステージの中では言っています。そういったことを踏まえて、どう防災・減災対策を講じていくのかということが非常に重要だろうと思っております。7ページ中段、3ふるさと応援寄附金の関係ですが、3段落目で寄附金の使途について触れています。漠然と「なんと！美味しい」から「農業を活かし、美味しい」と具体的に目的を示すことによって、寄附者が反応し前年比10%増加しています。言葉遣いは

重要です。7ページの最下段、④まちづくり課の1から8ページにかけて防災無線についてふれています。予備機を含めて未使用の戸別受信機の在庫が926台ございます。製造数の4分の1が在庫となっておりますが、新たに1台つくと3倍以上にはなりませんし、未申請や設置を見合わせた人が400戸いますので、多いとは感じますがやむを得ないと思います。8ページ中段の2総合計画のところ、2段落目でまちづくり活動支援事業が4つ実施されました。申請内容を見るとおもしろ科学実験が子供に科学への興味を持たせる活動として、住民の皆さんが取り組んでいるところが新しいです。子供たちが興味を持ってくれば学力向上にもつながると思いますし、こういう活動がたくさん出てくると事業の意義が大きいと思います。⑤住民課の関係では、11ページの6運転免許証の自主返納ですが、日本老年学会が高齢者の定義を75歳以上に変更するよう提案していますし、人事院でも公務員の定年を65歳に引き上げる方向の報告がされています。自主的とは言え、実際には65歳以上の方の大半が車を運転されておりまして、今年監査時点で聞き取りしたところでは一番若い方で72歳で返納されているということですから、ベストな選択ではないと考えております。ただ、考えるきっかけを与えるという意味はあると思います。私もことしちょうど65歳になりましたので、改めてそういうふうにご考えさせていただいております。その下の8人口動向ですが、12ページ上段にかけて過去5年間を見てみました。第6期の動向と同じく社会減が大きいことは変わりません。⑥税務課は省略します。14ページをごらんください。⑦保健福祉課の2で健康審査の状況を記載しています。平成28年度では、がん検診受診者が平成27年度に比べ866人、39%の増加が見られました。決算審査報告の際に理由がはっきりしなくて、保健師、啓発活動、健康ポイントなどの複合的効果ということで口頭で補足しましたが納得がいもなく、定例監査で再度聞き取りを行いました。14ページの表の下から、15ページ中段にかけて5つの取り組み内容と結果、そして今年度の取り組み内容を書いておりますので、後ほどごらんいただければと思っております。その下、5高齢者福祉から16ページにかけて、介護との関係について触れています。16ページの表をごらんください。この5年間で人口は10%減り、65歳以上の高齢者は15%ふえました。したがって高齢化率は30%を超えています。また、要支援・要介護の方を足すと426人、17.8%います。この方たちを家庭や地域でどう支えていくのか、それも働きながらとされていますが、内閣府の高齢社会白書2017年版では、2025年、8年後には65歳以上人口の5人に1人、2割が認知症になる可能性があるかと推計しています。地方のほうが高齢人口の増加が早いですから、発症の抑制と介護の担い手が不足することが大きな課題です。同じページの6では、今年の小学校6年生から中学1年生まで2年計画で始めた命のふれあい交流事業に触れています。11月末に札幌市の中学1年生が、人を殺してみたかったという動機で若い女性を刺し重傷を負わせています。この事件の前から、自分が産んだ4人の子供を殺してコンクリート詰めにし



た事件、9人を殺し解体した事件、多数の障がい者を殺傷する事件、名古屋大学の女子学生が人を殺したいという動機で殺人や未遂を繰り返す、異様な事件が多発しています。命の意味と重さを実感させながら、子供のうちに考えさせることは重要だと思います。17ページの⑧都市整備課の3のところで、中央公園の園名板について触れています。残念ながら、設置時期が2カ月ほど遅いと思います。18ページの産業振興課の4で触れていますが、南幌町ナビゲーターの開始時期までに施工を終えていて欲しかったと思っております。また、予特では大きさなどについて意見があったのですが、担当から規格、大きさですね。それと「なんと！なんぼろ」のロゴなどについて素案の説明があり、期待して結果を見たいとして了承されています。金額的に135万円の予算ですから、1年延ばしても、倍あるいはそれ以上の金額に補正しても対応が可能な範疇です。議員は、内容について予特で提案し、補正する前提で可決してもよかったと思いますし、担当は予特で意見があったことを踏まえた取り進めがあってもよかったと思います。ここはかなり不消化な部分だと思ってございます。仮に、つくったものを今から壊して新しいものをつくることは、まさに税金の無駄遣いです。結果を見るのではなく方向を決めるのが、議会のチェック機能だというふうに私は思います。⑨産業振興課、⑩農業委員会は省略します。⑪教育委員会の関係ですが、22ページに8として社会教育施設の利用状況を表にしています。下の段落から23ページにかけて、昨年からの供用を始めた町民プールについて記載しました。町外の方の利用が2割を占めています。23ページに⑫町立南幌病院について記載しています。本年4月1日から土曜日は休診にしました。中段の表では、1日平均の患者数は増加していますし、下の表にあるように、来院患者数で見ると大きな問題はないと見受けられます。25ページに監査の結果をまとめています。全体としては、概ね適正に事務執行及び事務分掌が行われていると判断させていただいています。特に3点ほど掲げておりますが、1点だけ申し上げたいと思います。冒頭で申し上げました予防監査として、現物実査を無通告で5カ所行いました。無通告と言っても、監査規程に、監査を行うときは、あらかじめその場所及び監査事項等を通知し必要な資料及び関係書類、帳簿の提出又は立会説明を求める、とされていますので、何を対象にということ伝えていないだけで、最低限の通知はしております。10月2日に通知書を出しておりますので、無通告で実施するというふうに申し上げて、監査をさせていただきました。逆に例年実施している町立病院は行っていません。若干の問題はありましたが、現金の不整合等の重要な問題はありません。従来、現物実査を行っていないところを含めて実施し、監査の実効性を高めるようにしています。以上、申し上げます。

議 長

ありがとうございました。以上で定例監査結果報告につきましては報告済みといたします。

- ・4番目 財政的援助団体等監査結果報告をいたします。  
局長をして朗読いたさせます。

局長  
議長

(局長朗読する。)

監査委員からの補足説明があれば賜ります。  
角島監査委員。

監査委員

もうしばし耳をお貸しください。毎年実施をしておりますが、財政援助団体というのは一体何かということなんですけれども、ここの3にあります財政的援助等内容というのは、株式の9,710万円のうち2,890万円、29.8%を町が出資していることであります。出資比率が25%以上の団体は財政援助団体というふうになりますので、監査対象になるということでもあります。振興公社については、9月の定例会で公社専務から平成28年度の経営内容について報告されていますので、重複を避けポイントだけお話をさせていただきます。

平成28年度は天候に恵まれず、利用者が計画比、前年度比ともに下回ったことから売り上げが減少し、修繕の先送りや人件費の抑制などを行っていますが、最終的に約110万円の赤字となったのは、御案内のとおりです。5ページの④に本年9月末現在の実績を記載してございます。コースでは売上高が約8,700万円と計画比99.5%、前年度を600万円、7.4%、利用者が2万6,222人と計画比100.5%、前年度を1,717人、7%上回っています。報告書には書いていませんが、練習場も999万円ということで前年度を142万円、18%上回っています。天候が最大要因で平成28年度は赤字でしたが、29年度については天候も比較的順調に推移したということもありますが、コース管理が徹底されていることが集客力に繋がっていると思いますし、練習場も打席とボールの状態がよいことからお客が来ると思います。約300メートルの練習ができるゴルフ場は基本的に日本中探してもめったにないという代物ですので、そういうことが評価されてるんだろうというふうに思います。7ページの7に監査のまとめを載せております。1、2はともかく3、4に整備すべきことを記載しております。1つ目3は経営計画です。平成25年度に借りかえをする際に経営計画を作成していますが、売上、経費共に同額で具体性がありません。現状は利用料の値上げができる状況でもなく、ゴルフ人口が急増する環境でもありません。一方で、国が賃上げを主導し、最低賃金も年2%から3%ペースで上昇しています。経営にとっては圧迫要因ですし、設備も老朽化していますので、今後経費の増加が心配されます。現状を踏まえて計画の見直しをすることが必要だというふうに考えております。もう一つ4は、財務諸表の整備です。社内規則や会計の中を見ると、正社員には退職金を払う規則となっています。退職金の財源を確認すると独立行政法人勤労者退職金共済機構、略して中退共といいます。これに加入しています。退職金の原資を会社が毎月掛金として中退共に支払い、中退共が運用して掛金以上の金額を退職者に支払う仕組みです。年度末現在の、社員全員が退職した際に必要な退職金を計算し、退職給付債務、これは規則による簿外債務です。これを開示し、中退共から給付される退職金の額を突き合せて過不足の有無を計算し、貸借対照表の注記事項に表示して、できれば不足分は社内で留保することが必要です。なお、

中退共はあくまで社外流出して法人税を節約し、社員の退職金を確保するための制度ですから、支払った掛金は理由の如何を問わず、会社に返ってくることはありません。例えば何か悪いことをして、これは記録に残してほしくないのですが、懲戒解雇されたという場合は、退職金の掛金は全体でプールして皆さんに配当すると、加入者に配当するというのが仕組みになっております。掛金を払い込んだ時点で中退共が預かり、脱退若しくは退職時点で退職金の額が確定し、社員に支払われますから、中途解約はみんなが損ということになりますので、現状開示をしていくことが必要であって、それ以上のことはできないのかなというふうに思っております。以上です。

議長 以上で、財政的援助団体等監査結果報告につきましては報告済みといたします。

・5番目 町長一般行政報告をいたします。町長。

町長 本議会定例会に当たり1件の行政報告を行います。子育て支援米の支給状況について、御報告します。本年度より支給対象を中学生まで拡充し、なんぼろピュアライスきたくりんを1人につき10キログラム支給する子育て支援米支給事業については、11月11日から支給を始め、12月5日をもって終了したところです。その結果、支給世帯は421世帯で、対象世帯437世帯に対し96.3%、また、配付した子供の数は719人で、支給対象者数746人に対し、96.4%という結果になりました。また、本年度からは手続き方法の見直しなども行い、受け取りやすくしたことで、多くの子育て世帯に安全安心でおいしい南幌産の新米を支給することができました。以上、一般行政報告とします。

議長 以上で、町長一般行政報告につきましては報告済みといたします。

●日程4 一般質問を行います。

本定例会の一般質問通告者は6名でございます。一般質問につきましては通告順に行います。

8番 菅原 文子議員。

菅原議員 教育長として本町の教育行政をどのように推進していくのか、このことについて教育長にお伺いいたします。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が、平成27年4月1日から施行されたことに伴い、教育委員会制度が改正されました。この趣旨は、「教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図る」というもので、この制度では教育委員長と教育長を一本化し、町長が議会の同意を得て教育長を任命します。

本町では、本年10月1日より新制度に移行し、教育委員長の廃止とともに、町長が議会の同意を得て直接教育長を任命し、これにより町の教育行政の責任体制が明確化されました。新体制が始まり、教育長として本町の教育行政をどのように推進していくのかを伺います。

議長 教育長。

教育長として本町の教育行政をどのように推進していくか、の御質

問にお答えします。本年度は、第6期総合計画を始め、第3期社会教育中期推進計画、子どもの読書活動推進計画のスタートの年です。この節目の年に新たな教育委員会制度のもと教育長に就任させていただき、身の引き締まる思いでございます。このことから、第1回議会定例会でお示した平成29年度教育行政執行方針に基づき、各施策を着実に実行することが私の責務です。特に学校教育においては、基礎学力と学習意欲の向上、学習習慣の定着を図るため、公設学習塾の平成30年度開設に向けた具体的な検討を進め、確かな学力の向上に向けて取り組みます。また、社会教育におきましては、高齢社会を迎え健康に対する関心がますます高くなることから、年齢や体力、技術に応じたスポーツ・レクリエーション活動の充実に向けて取り組んでいきます。

議 長  
菅原議員  
(再質問)

菅原 文子議員。

ただいま御答弁いただきましたので、再質問させていただきます。先ほど私の中で、本年10月1日より新制度に移行するというお話をさせていただきました。このことは2011年10月に大津市の男子中学生がいじめを受け、みずからの命を絶つという大変悲しい事件がありました。この事件をきっかけに、先ほど質問の中で述べさせていただきました、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正され、責任の所在が明確化されました。また昨年、青森市の女子生徒へのいじめ問題から、文部科学省ではいじめの定義を本年2017年に見直しをし、当該児童生徒が一定の人間関係のあるものから心理的・物理的な攻撃を受けたことにより精神的な苦痛を感じているものと定義しています。これはけんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるとし、相手が嫌だなど感じれば、それはいじめの定義になります。文部科学省のいじめの防止等のための基本的な方針の最終改定が本年3月14日に出されています。教育行政の中でも重要なことの一つに、いじめ防止というのがあります。大人も子供も年代に関係なく、いじめというのは横行しております。いじめ問題の解決に向けて、本町の教育行政の果たす役割を責任者としてどのようにお考えなのかをお伺いいたします。

議 長  
教育長  
(再答弁)

教育長。

菅原議員の再質問にお答えいたします。いじめによる大津市の中学生が自殺ということに端を発し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正がされ、教育長に対する責任が明確となったところでございます。いじめによって、みずから命を絶つことを未然に防止することができなかったことにつきましては、とても残念な思いであります。このようなことを、二度と繰り返してはならないとの思いを強くしているところでございます。いじめはどの子にも、どの学校にも起こり得るものである、そして誰もが被害者にも加害者にもなり得るものであるということを踏まえまして、いじめを早期に発見し、長期化・深刻化・複雑化しないよう、学校や関係機関と情報共有して迅速な対応を行い、いじめの根絶の先頭に立ってまいりたいと思います。また、いじめがあった場合、解決・防止策に向けまして、いじめを受

けた児童生徒とその保護者、いじめを行った児童生徒とその保護者への対応に真摯に取り組んでまいります。

菅原議員  
議 長

それでは私の質問を終わらせていただきます。

以上で菅原 文子議員の一般質問を終わります。

次に3番 原田 弘克議員。

原田議員

それでは、札幌圏に近い特性を生かすまちづくりのためにということで質問させていただきます。全国的な少子高齢化、人口減少の流れの中で各自治体は今後のまちづくりに知恵を絞っています。本町も、まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で移住定住の施策に取り組んでいますが、今住んでいる町民の満足度を上げなければ、南幌に住もう、住み続けたいという思いにつながらないと思います。そこで現在進めている、みどり野きた住まいるヴィレッジ事業及び子育て世代住宅建築費助成事業に、まちづくり戦略の一つとして付加価値をつける必要があると考え、昨年、町でも第6期総合計画策定においてアンケート調査を実施しましたが、町民のニーズを把握するため、私もアンケート調査を実施いたしました。年々変化する町民ニーズを読み、町民の望む「ふるさと南幌」の将来像をしっかりと描き、示すことが重要と思います。両アンケートの分析結果を踏まえて、今後のまちづくりの考え方を含め3点伺います。

1、町外通勤者の利便性の向上のため、夜間の帰宅者に対して、北広島駅、野幌駅からのシャトルバス等の運行の考えは。

2、民間バスの利用促進と南幌在住や新規移住の町外通勤者に対して、交通費助成の考えは。

3、「子育てのまち」に「通勤しやすいまち」の付加価値をつける必要があると思いますが、以前、みどり野団地販売促進に掲げたスローガンである「札幌圏のベッドタウン」としてのまちづくりに、今まで以上に真剣に取り組むべきと思いますが、その考えは。

議 町 長  
議 町 長

町長。

札幌圏に近い特性を生かすまちづくりのために、の御質問にお答えします。平成28年度に実施した、第6期総合計画の町民アンケート調査結果の中では、本町の人口減少を抑えるために町として重点的に取り組むべき課題として、公共交通機関の充実、医療・保健福祉の充実、企業誘致など働く場づくり、店舗など商業施設の誘致が上位となっています。

1点目の御質問については、平成8年度から平成16年度まで、平日の夜間に乗り合いタクシーを運行した実績があり、当初は北広島線一本でしたが、その後はルートを変更しながら、北広島線と野幌線の2路線で運行しており、1日当たりの利用人数はピーク時の4.2人から最終年度には1.3人にまで減少し、効率的な行財政運営の観点から廃止となったものです。この運行実績を踏まえますと、現段階では困難であると考えています。

2点目の御質問については、民間バスの運行は、重要な公共交通手段の一つであることから、町広報等を活用して、引き続き民間バスの利用促進についてPRしてまいります。また、町外通勤者に対する交

通費助成については、民間企業等の通勤手当支給の実態はさまざまだと思われそうですが、取り組まれている自治体の事例を見ますと、通勤地まで遠距離であったり、公共交通網が不足しているケースが多く、本町としてはこの制度の創設を優先するのではなく、高等学校等通学費補助の推進を始め、移住定住施策や子育て支援策に力を注いでまいります。

3点目の御質問については、現在取り組みを進めている、みどり野きた住まいのヴィレッジ事業及び子育て世代住宅建築費助成事業をしっかりと推進していくとともに、民間バス事業者と運行路線の維持確保などに関して十分に協議していくほか、教育や福祉、生活環境などの分野においても着実に取り組んでまいります。

議 長  
原田議員  
(再質問)

3番 原田 弘克議員。

子育て世代住宅建築費助成事業、みどり野きた住まいのヴィレッジ事業、そして住宅金融支援機構のフラット35の活用。前回の全員協議会でも、担当主幹から3本の矢という表現をしていただきました。私は、すごいいいセット、戦略だというふうに思っています。期待して応援をしたいというふうに思います。ただ、私はその時に4本目の矢、次の一手を、やはり南幌に足りないものをきちんと準備しておく必要があるというふうに言わせていただきました。町の進めるこの事業は、何とかぜひ成功させたいという思いで、私は今望んでいます。それでは次の一手は何なのかと。それで、昨年実施しました町の総合計画のアンケート、この報告書を町長も十分中身を見たと思います。去年、私の娘のところにもアンケート用紙が来ました。それで設問をちょっと拝見させていただきました。ちょっとその中で違和感を感じたのが、南幌町の人口減少を抑えるためには、町として重点的にすべき点と。一般的に総合計画のアンケートでは、重要な政策課題に触れることは、普通ないです。大体は今後のまちづくりのために必要な重点施策は何だと思えますかって。あえてこの設問にした、人口減少という政策課題をアンケートに載せたということに、僕はちょっと違和感というか、減少対策をどういうふうにするんだという町民へのアピールかというふうに思いました。それで結果を楽しみにして、今年の12月に公表されました。すごく驚いたのは、この公共交通機関の充実、20歳から50歳までで7割を超えているんですね。町民が7割を超すっていうことは、一般的な政策課題では大体5割が私は基本だというふうに思っています。60歳以上でも5割、やっぱりこの公共交通機関の充実というのは、町民にとっては皆さん平等に感じているということだというふうに思っています。このアンケート調査の後段にも、まちづくりの意見や提言の自由回答でも、公共交通機関に関する記述が多数見られると、そういう報告になっております。私はその後3月の一般質問の中でも、まず町民の足の確保の関係を町長にお伺いをしました。将来的に、近い将来調査研究するということで回答いただきました。その後私は具体的な、やっぱりそうしたら一体、子育ての町っていうことを言ってるんですから、子育てをしている30代・40代、ましてや税金を納めていただいている、社会保障費を納めてい

ただいている年代がどう考えているのか。通勤に本当に便利がいいのかっていう、そういう観点でアンケート調査をさせていただきました。この2つの提案については私の思いつきじゃありません。これはまちづくり戦略チームが、一生懸命汗をかいて出した提案の内の一部です。町のアンケート、今回のアンケート、双方の町民のニーズ、思い。これを私は大切にしたいというふうに思っています。今すぐ実施すべきとは言っていません。あくまで、これは町の将来的な地域公共交通全般にかかわるものです。しっかりと活性化協議会もありますので、将来的な方向性もきちんと示してあげて、町民にやはりこう安心感を与えると。そういうことが私は必要だと思えますけれども、町民ニーズを把握して調査研究して、私はいただきたいと思えますが、町長のお考えを伺います。

議 長  
町 長  
(再答弁)

町長。

原田議員の再質問にお答えをいたします。総合計画の時にもアンケート、それから議員もアンケートをとられているようであります。公共交通、今バス3社走っていただいております。これを何とか維持をしていくっていうのが、私は一番であるというふうに思っております。今、いろんなマスコミで道内の鉄道が減便、あるいはバスの減便等々が出ていますわけですが、私の町でも、そんな話も当然あるわけですが、それを何とかうちの今のまちづくりの中で公共交通が非常に大事であるというようなことから最低維持、できればもう少しよくしていただきたいというお願いを各社にお願いをさせていただいて、今のところそのようになってきている。これからも姿勢はそういうことであります。なかなか3社にかわって町がやる、そんなことにはならないと思えます。私は民間企業とうまくいろんな話をしながら、マッチングしてやっていくべきだろうというふうに思っております。

利便性の向上の中で、高校生の通学費の補助もさせていただいております。それを今度提案がありましたけれども、一般の通勤者にもどうかと。これは先ほど答弁をさせていただいた経過がいろいろ、議員は当時現職でありますから、十分御承知だと思えます。ですので、そのことを踏まえますと、なかなかその形態にとっては、かわりはないというふうに私は思っています。私も夜遅く帰ってきます。通常の姿で皆さんが帰っている方はわずか一握りです。それ以外の方は違う、それも仕事と言われればそれはそうかもしれません、一般の人から見るとそこに優遇ができるかどうか。今の我が町の状況を考えると、まだそこまでに余裕が私はないというふうに思っております。ですから、民間企業の方に何とか今お願いをしながらやっていくのが最善の策。民間の力も借りなければ町がなかなか自立していかない。しかしながら、住民ニーズっていうものは変わっていくのが実情であります。当然変わるところにはいろんな調査もしながら、また発展的にいろんなことができるかできないか、これは町も変わっていくわけですから、その時点その時点でいい方向があれば、また変えていきたいなというふうに思っていますが、今はまずは民間の三社にこれ以上不便をかけない、応援をしながら最低維持、プラスアルファできるように、これが

議長  
原田議員  
(再々質問)

らも要請活動を続けていきたいなというふうに思っております。

3番 原田 弘克議員。

民間事業者、本当に大切です。私も先般、国土交通省の札幌運輸支局にお邪魔をして、今の民間バス・JRも含め、民間バス事業者の関係をいろいろアドバイスを受けてきました。町長言うように、やはりこう赤字路線、民間事業者にとって、今回、ことし中間にフィーダー系含め補助金の減額が出ました。それは撤回されましたけれど、担当官の話では来年間違いなくあると。厳しい運営状況に置かれる可能性があると。当然、減便もあるかもしれません。その中で何とか私は民間バスの利用促進、3月にも巡回バスの件言いました。ビューローを起点にして、民間バスにアクセスするような仕組みということでお話をさせていただきました。今一生懸命、大変町長の思いはわかります。やはり民間事業者プラス、やっぱり交通資源、町内にもありますので、そういった財産をやはりこう大切にしながら、地域公共交通は、私は南幌版のシステムはつくっていくべきだと思います。やはりこう今住んでる方が、やっぱり満足度を上げなければ、移住移住と言ってもやっぱり定住していただくのが、まず今住んでる人がこの町はいい町だよと、生活しやすい町だよと言っただけなければ、町長はトップセールスマン、自負しておりますけれども、町民は陰のセールスマンなんです、ロコミという。やはり、いい噂が町内になれば、入って来る方は、この町はどういう町なんだという、そういう思いで来るわけですから。ですから私は、3本の矢にプラスもう1本矢を考えるべきだというふうに私は思います。みどり野きた住まいるヴィレッジ事業、ぜひこれはもう成功していただきたい。せつかく北海道が腰を上げた部分です。これを成功に導かなければ、次のステップはないと私は思っています。3月に質問した分については、日中は町民の足の確保、夜は通勤者の足の確保と、これはみどり野団地の販売促進には私は十分売りになると思っております。町民の思いをしっかりと伝えるのも、我々、私、議員の役目であり、町長の考えを町民にしっかりと伝えるのも私たち議員の務めだと思っております。私は町長であれば、この任期中にある程度の方向性は私は出せると思っております。「為せば成る」です。「為せば成る、為さねば成らぬ何事も、成らぬは人の為さぬなりけり」。これは江戸時代の米沢藩主、上杉鷹山の言葉です。一方で、戦国の武将の武田信玄もこう言っています。「為せば成る、為さねば成らぬ成る業を。成らぬと捨つる人のはかなき」。私も総合計画の目指している人口1万人、これを目指して私も一生懸命、この思いで努力をしたいというふうに思います。再質問はいたしません。もし、町長に思いがあるのであればお聞きしますが、町民の思い、若い職員の思いをしっかりとお伝えして、私は質問を終わりたいと思います。

町長  
(再々答弁)

原田議員のお答えになるかどうかは別として、思いは皆さん同じだと思います。私も全力投球でずっと続けております。いつまで全力が続くかわかりませんが、身体の続く限りは全力投球をさせていただきます。いろんな言葉はありますけれども、私は手を抜かずやっっていくのが、それが一番だと。その姿勢は職員なり町民に見ていただければ、



おのずとわかる。ただし、民間事業者という相手があることであります。その思いもきちっと把握しながらやっていかなければ、共存していけないというふうには思っておりますので、これからも今までと同じように、常に全力投球で進めさせていただきます。

議長 以上で原田 弘克議員の一般質問を終わります。

ここで10時40分まで休憩をいたします。

(午前10時29分)

(午前10時40分)

議長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

一般質問を続けて行います。

4番 志賀浦 学議員。

志賀浦議員 去る10月30日に総務委員会を開催しました。その中で南幌高校について、総務委員会を代表して聞いてほしいということで本日の質問に当たりますので、総務委員会の総意だと思って受けていただければと思います。南幌高校の存続とまちづくりについてということで、町長にお伺いいたします。

1月24日北海道教育庁並びに空知教育局より、これからの高校づくりに関する指針(素案)についての説明会がありました。全国的に少子化が進み人口減少がみられる中、南幌高校もここ数年間定員割れが続いており、南幌高校支援施策の効果が出ていないように思われます。まちづくりで「子育てのまち南幌」と打ち出していくためには、住民の移住・定住及び出生率の増加が不可欠であり、そのための環境として小学校、中学校、高等学校の教育環境の充実が必要な要素の一つであると考えます。そこで、町長は住民の定住を確かなものにするため、また子育てのまちのために南幌高校の存続をどのような施策をもって支えていくのか伺います。

議長 町長。

町長 南幌高校の存続とまちづくりについての御質問にお答えします。先般、これからの高校づくりに関する指針の素案が示されたことから、関係者への説明会を開催させていただきました。この素案と現在の南幌高校の現状を照らし合わせてみると大変厳しい内容であると捉えています。南幌高校に対する支援につきましては、これまでも歴代の学校長、あるいは教職員の中で魅力ある高校づくりをどのようにしていくかの議論をいただいて、それをもとに議会とも協議した中で、進学入学金補助、資格取得補助の拡大などに加え、本年度からは南幌中学校からの入学者に対しての入学祝い金の補助、通学費の補助を行い、子育ての町としての支援に取り組んでいるところです。また、経済的な支援だけではなく、南幌高校が取り組んでいる魅力ある高校づくりをできるだけ多くの方に知っていただくため、町広報等を通じて情報発信を行っています。さらに先般、学校長と懇談を行った際には、学校祭の大学との連携や交通安全、共同募金など地域との連携を広げていきたいとの要望もありましたので、町としてもでき得る協力をしていきたいと考えます。本町には、保育園、幼稚園、小・中学校、高等学校、養護学校がそれぞれあり、まちづくりを進めていく上で、南幌

高校の存続はきわめて重要であることから、今後も議会とも十分協議を行い、これまでの経済的支援、情報発信、地域との連携を継続して取り組んでまいります。

議長  
志賀浦議員  
(再質問)

4番 志賀浦 学議員。

再質問させていただきます。本年3月にも同僚議員から質問があったかと思うんですけども、答えも3月と12月ということで変わることなく、ほとんど同じかなというふうに思っております。高校支援については、議会のほうも教育委員会と意見交換させていただきまして、その中で総務委員会で8項目の要望を出しました。その中で雇用を抜いたほか、3項目ほど昨年とことしということで実施されております。その点に関しましては、町長にも深くお礼を申し上げたいと思います。ただいかなせん、ちょっと実施時期がいいのか内容はどうだったのか。成果が得られてないのが現状かなというふうに考えてます。施策としては町長にもお骨折りいただいたので、その他また拡充していただければいいのかなと思っておりますけども、その辺をよろしく願います。

ただ、その中でですね、平成25年ですか、南幌高校振興協議会の中で、道教委に対して2間口維持の要望書を出しました。26年には1間口に決定がされましたけども、その後、その振興協議会を中心とする検討会的なものは開かれてないのが現状です。ぜひそういうものを継続していただければ、もうちょっと違った形で南幌高校をPRできるチャンスがあったのかなというふうに思ってます。今月の広報紙で特集を組んでました。取り組み内容は本当に、私たちは途中経過で知っていましたが、頑張っているのかなというふうに思っています。ぜひ特集を早くやっていただければよかったのかなというふうに考えてます。これはきつともって入学志願を出すタイミングに合わせて出したのかなというふうに思ってるんですけども、年に2回ずつぐらいあってもよかったのかなというふうに私は考えています。その辺もし町長の考えがあるならお伺いいたします。

あと今現状、先ほど言ったように大変厳しいです。平成27年20名、南幌中学から7名と。28年には19名、南幌中学からは4名。29年には12名、南幌中学校からは4名ということで、これはどこに起因してるのかなと思います。それはやっぱり魅力的な高校づくりというところに力を入れてなかったんじゃないかというふうに考えます。それは高校生自身、南幌高校自身、また地域住民、みんなが取り組んで巻き込んでやっていかなければいけなかったのではないかなと思ってます。議会は議会なりに支援はお願いしましたけども、ちょっと力不足だったのかなと思ってます。その中で魅力的な高校づくりで入学者をふやしていくためには、町長としてはどこに原因があるのか、もし考えがあればお伺いいたします。

あと先ほど言ったように、南幌高校振興協議会、ここを通じてPTAや地域住民を巻き込んで、これから働きかけを拡充していくのかどうか。その辺もし考えがあれば、お伺いいたします。

議長

町長。

町 長  
(再答弁)

志賀浦議員の再質問にお答えをいたします。まず南幌高校、今いる先生方、それから子供さん、高校生、非常にいろんなところで頑張っていると思います。議員も見られたと思いますけども、キャベッジマラソン、実は高校から大変負担になるというお話をいただいております。しかし、我が町としては南幌高校がやるキャベッジマラソン、南幌高校が主体にあると。そのことで、町民を巻き込んだ形で私はやれると思っています。町も応援をしますから継続して、人数は少なくなってもやりましょうということで、現在も継続させていただいております。そのほか、町内でいろんなイベントがございます。高校生に来ていただいております。非常に町民からも、南幌高校生が来ていただいているということで、理解をいただくと同時に、励ましの言葉もいただいております。こういう環境をもうちょっと早く、先ほど議員から言われたように、早くつくれなかったのかなど。努力をしながらいるわけでありませぬけれども、やはり時の指導者等々、うまくマッチングしないと、なかなか町だけ一方的にやってもなかなかできないというのは現状であります。しかしながら、それに手をこまねいているわけにはいきませぬので、私どもからいろいろお話もさせていただいて、また議会の皆さんから議論いただいた部分を含めて、どうあるべきかということで、させていただいているところであります。

魅力ある高校づくりをやっていて、どこか原因があるのではないかという分野であります。子供さんたちにとっては、南幌高校と言わず全部の高校を含めていくと、どこにも自分の能力を高めやすい、そういう環境にある、臨みたい。自分の思い描いたものに臨みたい。そういうところにトライできる環境にやるのも一つだと思っております。

また、南幌高校もあるのは十分、これは中学生の皆さんもわかっていて、そこと今の高校とどう結びつけるかということになると、これはなかなか難しい問題で、高校ともいろいろ議論をさせていただいて、行きやすい環境、それから出やすい環境をいろいろ整備をさせていただいているのですが、なかなかマッチングしてないというのは本当に申しわけないなと思っておりますが、町としてできる限りのことは、今やっているつもりであります。まだまだそれがちょっと足りないのかなというふうに思っているところでございます。また、いろんなことで、いろんな皆さんの御意見も当然いただかなければならない分野がありますけれども、それよりはまず子供たちがどういうものを望んでるのかというの、一番私は大事なのかなというふうに思っております。今いろんなところにうちの中学校出身の子供さんたちが、いろんな分野でいろんなところで活躍しているのも事実であります。だから、両方これをうまくやるっていうのはなかなか難しいんですけども、やはり高校も先ほど申し上げたように、まちづくりにとっては大事、先ほど言ったイベント等や行事にとっても高校生が手伝ってくれるということで、非常にいい効果も出ているということでございますので、私はそんなことをもう少し探りながら、高校あるいは中学校と連携を図りながら進めていきたいなというふうに思っております。

また、今後拡大してどうなのかということですが、高校の振

興協議会、これを中心にしながら、いろんな御意見をまたいただければと思っております。何より、できれば中学校の父兄と何とか話ができる機会があるとどうなのかなっていうのも、感触をつかみたいというのもあるんですが、やはりそこはそれぞれの立場がございまして、私のほうからどうのこうのとはなりません、振興協議会の中でいろんな方々がおられますので、その方々とお話をしていながら、策をもう少し拡充できるのかどうか。それによってふえるのかどうかっていうことも検討はしていかなければならないなど。広報を今回、ちょうど志願の出すちょっと前です。アピールの機会にも当然なるという部分もあります。ただ、議員言われたように本当に1回でいいのかと言われると、これは検討の余地はあるなど。ただし、南幌高校だより、これは各世帯に行ってますので、そこにある程度目は父兄の方、町民の方見ていただいているというのもありますので、それらとどういいのか、違うのか。それらがある程度行き渡ってれば、それも活用しながら、そしてそういうタイミングを見て今回みたくに出すのがいいのかっていうことは、これから検討するのが一番いいのかなというふうに思っておりますので、どちらにしても最初に申し上げたように、高校があるということだけで、まちづくりというのは非常に変わっていくというふうに私は思ってますので、これから道教委含めて北海道の姿勢も問われると思しますので、何でも少なくなったらやめていいのかっていう問題と、南幌高校だから行ける子供さんたちをどういうふうに育てていくのか。そして、今回も本当に南幌中学校から高校へ行った子供さんたち、ものすごい成長してますね。高校3年生の方々が。そのことを見ていくと、やはりきちっと指導者に恵まれるといい大人に育てていくと、そういうのも見ましたので、できるだけ多くの方が来ていただけるようにいろんな声も出していきたいし、支援ができるものがあれば、また考えていきたいなというふうに思っております。

議長  
志賀浦議員  
(再々質問)

4番 志賀浦 学議員。

再々質問をさせていただきます。今答弁いただきまして、十分理解しています、中身は。魅力づくりをどう発信するかっていうのは本当に難しい問題があると私自身も思っています。先週の土曜日ですか、なんぼろキャンプの報告会をやりました。その時に南幌高校の卒業生が1人駆けつけてくれていました。ボランティアで3年間キャンプに携わっていただいて、昨年卒業して、ことし専門学校に行ってる子です。3年・4年と見ているだけですごく成長していく過程が見えて、うれしく思っています。ただ、僕らもそこをうまく発信してやれないのは、ちょっと歯がゆさがあるのかなっていうふうに思っています。南幌高校、本当にいい子がいるのかなと。この間の学校説明の時にいた生徒もしっかりしていたなと思っています。もっとぜひこういう環境を残しながら、学校を存続させていただければと思っています。

話が変わりますけども、先月私は長野県の白馬村に公設塾をちょっと見学するために、白馬高校に行ってきました。その中でやっぱり何年もかけて検討協議会みたいなものをつくって、その中に分科会をつ

くってという状況で、住民を巻き込んで公設塾をつくってます。クラウドファンディングでお金を集めて運営してます。その中で講師はどこで出すんですかっていう話をしたら、応援大使、その辺を4名充てて年間1,600万円ぐらいで賄ってますということです。いろんな方法があるんだなっていうふうに私は思ってます。先ほど同僚議員も言っていましたけども、平成30年に小・中の公設塾ができる予定となっています。ぜひその中に高校生も交えてやれるような仕組みはできないものか。なんとか南幌高校、今在学している人は少ないですから、対象がそんなに大勢いるわけではないので、その中でうまくいい大学へ目指していけるような、そういうシステムをつくれなかなと常々思ってます。その辺を30年、もしくは翌年に合わせてでも何とか検討していただけるのかどうか。その辺ちょっともし考えがあったら教えていただきたいと思えます。まだ施策がどのように膨らんでいくかはわかりませんが、次の3月の定例会には町長執行方針があると思えますので、その中で教育長の執行方針もあわせてですけども、何とか南幌高校に一触りできるような、いい執行方針ができ上がることを期待しますので、よろしくをお願いします。質問は1問です。

議 長  
町 長  
(再々答弁)

町長。

志賀浦議員の再々質問にお答えをいたします。公設塾に高校生もどうかというお話であろうかと思えます。今大学の関係の連携もさせていただいております。以前、そんな関係で高校にも話はしたんですけど、なかなかうまくいかなかったっていうのも現実にあります。そのことも含めていろんなやり方があるので、一部だけにこだわらず、もう一度そういうものもクリアができるかどうかを考えながら、していきたいなというふうに思っております。今、30年から始まるのは、小学生・中学生を重点的にしていこうというふうに思っておりますので、その中に高校生がどういうふうに生かされることができようか。今、頼んでいる講師の方々も含めていくと、高校生まで教えるのがちょっと難しい分野もありますので。そうすると先ほど言った江別市の4大学との連携、今江別市を中心にやっていますので、そんな中でできる機会がもしあればいいのかなと、一番早いのかなと私の今の頭の中ではそのぐらいしかありませんが、いろいろ今度検討する余地が今後出てくるだろうと思えますが、即できるって言ったら、今言ったようなことなのかなと。それもまだ何にも言ってませんから、できるかどうかっていうのはわかりませんが、どちらにしても南幌高校のために何かできることがあれば、率先してやっていきたいなというふうに考えております。

議 長  
佐藤議員

以上で志賀浦 学議員の一般質問を終わります。

次に7番 佐藤 妙子議員。

本日は、町長に2問の質問をさせていただきます。1点目、健康寿命延伸に向けた取り組みは。高齢になっても介護を必要とせず、心身ともに自立した健康な生活を送りたいと、健康寿命を考えた取り組みを始める方が本町でも多く見受けられるようになりました。健康寿命を延ばすためには疾病予防、運動、食事が大変重要と考えます。そこ

で、2点伺います。

1、本町の健康ポイント事業は、特定健診等やがん検診のみを対象としたものでありますが、「健康」と名称がついているのであれば、町の健康事業や介護予防事業も対象とすべきでは。

2、ライフスタイルが多様化する現在、栄養バランスを考えた食生活が健康寿命を延ばす基本と考えます。本町では、国保加入者に対する個別の栄養指導を行っておりますが、減塩や糖尿病予防、カロリー制限などの料理講習会やレシピの配布など、食と健康のさらなる拡大をどのように進めていくのか。

議 長  
町 長

町長。

健康寿命延伸に向けた取り組みは、の御質問にお答えします。1点目の御質問については、国が目指している健康寿命の延伸及び医療費適正化の考えに基づき、本町では優先すべき健康課題である健診受診率向上や糖尿病等の重症化予防の取り組みとして、本町の国保加入者を対象に個人への報奨で、受診への動機づけを行う健康ポイント事業を実施しています。実施にあたっては、住民の行動変容につながるかどうか、効果検証を行う必要がある保険者努力支援制度の柱の一つとして、保険者及び保険組合等において取り組むものです。また、高齢者の介護予防事業においては、社会貢献や社会参加をすることで心身の健康が維持できることから、介護支援ボランティアポイント事業が動機づけになると考えています。以上のことから、国民健康保険制度における健康ポイント事業であるため、他の健康事業や介護保険事業を対象とすることは難しいものと考えます。

2点目の御質問については、本町では、健康づくり計画や食育推進計画に基づき、乳幼児から高齢者までライフステージに合った必要な栄養が摂取できるよう栄養指導を行っています。なお、管理栄養士による個別や集団の栄養指導につきましては、国保加入者のみならず、町民全ての方に対して実施しています。また、町広報に毎月掲載している南幌喰楽部では、町民が本町の食材を使ったレシピの紹介と管理栄養士からのアドバイスにより、幅広い世代に興味を持っていただいています。町では、ライフスタイルが多様化する中、町民一人一人が健康づくりに関心を持っていただき、個人に合った健康習慣を導き出せるように支援していきたいと考えています。

議 長  
佐藤議員  
(再質問)

7番 佐藤 妙子議員。

再質問させていただきます。この健康ポイントの利点というのは、特定健診やがん検診をしていただいて、運動や知識を高めて健康になり、ポイントもたまるお得感、またさらには医療費削減の効果もございます。本町においても、最近住民の方たちからポイントの話題をよく耳にいたします。関心が徐々に広まっているものと感じております。本来の受診率向上から目的を拡大してもいいのではと考えております。本町の健康促進に関連あるこの事業というのは、プールやスポーツセンター、またあいくるやぼろろを中心に、さまざまな施設で行われております。最近では冬のウォーキング、また冬のエクササイズなど季節限定のものや、高齢者いきいき健康マージャンなど多岐にわた

って展開しています。このようなすばらしい事業を健康ポイントに組み入れなければ、実にもったいないと思います。ただいま町長のほうから難しいというお話でございました。これは健診受診率向上のためであって、国民保険制度でします。事業されているのが、住民課で保健福祉課ではないということで今理解したのですが、それでよろしいでしょうか。であれば、この本町の健康ポイントの条例要綱の中に、ポイントを付与することにより、生活習慣の予防、疾病の早期発見による重症化の防止を目的とするとあります。これまで健診率向上のための政策として取り組んでいただき、ある程度の効果はあったと思います。これからは町民全体の健康長寿の取り組みとして、大きな全体感で考えていくべきではないかと考えております。ほかの市町村のポイント事業では健診や健康事業を含め、多くが保健福祉事業として取り組んでおります。本町でも今後保健福祉事業として検討いただけるかどうか、町長の考えをお聞きいたします。多くの自治体でこの健康ポイントやマイレージ事業、特定健診受診者にかかわらず、今拡大をしております。隣の岩見沢市では、多くの健康事業がポイント対象で、ポイント事業で参加者も随分ふえたようでございます。先日、我々同僚議員で視察しました静岡県藤枝市でも、マイレージ事業として全市民が健康日本一を目指して、効果を発しております。このポイント制度の効果では、どのような効果があったということでは、筑波大学で全国各地の実験で、最終的に3億の医療費の削減ができたというデータも出ております。先ほどの介護ボランティアがありますということで、動機づけになりますということでお話がありましたけれども、この介護支援ボランティアは、人をお世話することでつくポイントで、この健康ポイントっていうのは自分の健康を維持、または拡大するために使うポイントなので、私は目的が別ではないかなと、そのように感じております。

続きまして、食と健康の拡大ですが、健康の源は食から始まり、よく医食同源とも言われておりますけれども、本町では健診後の、先ほど健診後だけではないというふうなお話でしたけれども、栄養指導、また食事指導、また地域に出向いて丁寧に指導を行っていただいております。しかしですね、本当に指導だけだと、自分で実践し続けることが大変なようでございます。塩分を控えなくてはいけませんよと、保健師さん、または栄養士さんに言われたとしても、なかなか続かないっていうそういう話を聞いたこともありますし、実際私もそうでした。しかし塩分もカツオの昆布出汁で摂取が控えられたり、また米のとき方で栄養成分が変化したり、または糖尿病予防の食事も正しいつくり方で効果の違いが見られます。うちでというか、本町で主催の男の料理教室に参加されている方は、料理を通して健康を真剣に考えてみるようになった、とおっしゃってる方もいらっしゃいました。実際に手がけてつくってみてわかるようです。ぜひ本町として半年ないし1年を通して健康講座を行い、参加者がどのように健康改善ができたのか。生活習慣病や適正な塩分や正しい栄養素の取り方など、改善のための定期的な健康食講習会の開催が必要と考えますが、町長はいか

がお考えでしょうか。

またそれらを進めるためには、行政ではなく町民全体で健康寿命を推し進められるような形にしないといけないと思っております。そのために、健康推進員の育成を考えてはどうかと思いますが、これも同じく町長にお伺いいたします。

議 長  
町 長  
(再答弁)

町長。

佐藤議員の再質問にお答えいたします。いろいろお話もいただきましたけれども、認識がちょっと違ってると思うのですが、健診率の向上は多少はなってるけど、まだレベルに全然達しておりません。そういう現況でありますので、今、国保の加入者だけでやっておりますけれども、これを何とか標準のレベルまで達しない限りは、なかなか次の事業にというのは非常に私は難しいだろうと。まずやったことをきちっと、それが成果として伝わって初めてできるのではないかなと。今いろいろ呼びかけているんですが、なかなか健診率向上、これは国保の料金にもはね返ってくることでありますから、まずはその加入者に、そして各保険者っていうか組合があります。保険者がそれぞれまたやっておりますので、私はそちらを見ながらやるべきではないかなと。何頭も追ってできなかつたらどっちもだめになりますので、まずは今やってることをきちっと皆さんが理解して、受診率の向上に繋がって、次はどういうふうに行くのかなっていうことも考えていける、議員おっしゃってることも十分わかりますけれども、なかなかそこまで全部手がけていくっていうのは、非常に私は難しい分野だろうと思っております。

また、栄養の関係では管理栄養士含めて保健師含め、地域にある老人クラブ含めて出て行っておりますので、かなりの回数今出ております。そんなところで一生懸命食の大事さ、今言われた減塩の問題も含めて取り組んでおりますので、そこで十分今のところは、それは全部できれば一番いいんでしょうけども、スタッフ的な問題もありますので、できることからやっているところでもあります。また、男の料理教室ではいろいろやっております。ただ、それを全体に広げてやって本当に人が来るかどうか。今はそうやって指導しながら末端へおりにやっておりますので、その状況を見ながら、出て行ければなというふうに思っております。

また、推進員というお話がありました。これも一理はあると思えます。将来的にはそういう部分、どうしても町民の皆さんが理解いただければ、そういう手法も使っていかなければならないっていうふうには思っておりますが、まずできることを、今せっかく少しずつは上がったのですから、ただ目標にはまだまだ達してない。そのためにどうしていくかということを進めさせていただきながら、やりたいなというふうに思っております。また、先ほど健康ポイントの話をしていましたけど、当然そのことも考えられるのですが、これにはいろんな町民の方の理解をいただかなければ、ただためればいいっていうものではないので、使えるところはどこにあるかっていう問題も出ています。これ、初めてやった自治体でいろいろ課題がいっぱい出て



います。それで、そこも見ながら私はやっていくべきだと。やるからにはきちっとしてやっていかないと、中途半端でこっちもあっちもっていう話になりませんので、その状況も見て今の進めてる事業をなんとか町民に理解をしていただいて、その次のステップとして、そういう部分は考えていけばいいんじゃないかなというふうに思っております。

議 長  
佐藤議員  
(再々質問)

7番 佐藤 妙子議員。

再々質問させていただきます。この南幌町の健康づくり計画において、町における健康増進事業実施はさまざまな部署にわたるため、関係各課との連携を図ります、とあります。ぜひとも全町一丸とした健康促進の取り組みをお考えいただきたいと思っております。

最後に一つなんです、健康寿命を推進するための拠点として、我が町には、あいくるがあります。このあいくるは町の重要な役目を担っておりますけれども、あいくる正面の血圧計が置いてある一角のスペースですね、その利用法として健康レシピの掲示、また南幌町にもあると思うのですが、健康食のサンプルの展示、またぼろろの図書館からの移動図書で、健康に即した本を設置して住民に健康を広く呼びかけてはどうかと思っておりますけれども、そここのところのお考えもお聞きいたします。

議 長  
町 長  
(再々答弁)

町長。

佐藤議員の再々質問にお答えをいたします。提案をいただいた件については検討はさせていただきますけれども、何が町民の方に一番いいのかっていうのは、当然ただ置けばいいということにならないと思うんですよ。何でも展示して、それでいいかっていうことには行政はこれからならないというふうに私も思っています。今先ほど申し上げたように、地域にいろいろ出向きながらやっていますので、その時にそういうのが参考資料としてあればいいのかなというふうに思っておりますので、今ちょっと僕も実態まだつかんでおりませんが、そういうところも含めて、どういう体制、どういうサンプルを置けばいいのかっていうのは検討したほうがいいなというふうに思っておりますので、そのことを検討させていただきたいなと思います。

佐藤議員

それでは次に移りたいと思います。本町独自の給付型奨学金制度の考えは。平成30年度の大学等への進学希望者から、新たに給付型奨学金制度が始まり、この奨学金は経済的理由により、大学等への進学が困難な生徒に対して設けられた優れた制度と考えます。しかし、募集対象者は住民税が非課税世帯の人や生活保護受給世帯の人、社会的養護を必要とする人となっており、課税世帯ではあるものの、生活に困窮しているひとり親家庭等は対象となりません。本制度から外れる向学心に燃えて努力している進学希望者を支援できる、本町独自の給付型奨学金制度の考えを伺います。

議 長  
町 長

町長。

本町独自の給付型奨学金制度の考えは、の御質問にお答えします。経済的な理由により就学が困難な学生に対しての大学等への進学を後押しする目的として、独立行政法人日本学生支援機構があります。御

質問の給付型奨学金制度については、この学生支援機構をお示しかと思いますが、国費を財源として貸与、または給付金制度があり、特に給付型奨学金制度は非課税世帯に限定され、本年度先行実施、平成30年度本格実施となっています。課税世帯のひとり親家庭につきましては、貸与型の奨学金を活用できることから、同制度の活用を奨励し、本町独自の給付型奨学金制度を導入する考えはありません。なお、現在国では人づくり革命の政策において、高等教育の無償化に向け、所得が低い家庭への各種支援が検討されていますので、今後の国の動向を注視したいと考えます。

議 長  
佐藤議員  
(再質問)

7番 佐藤 妙子議員。

再質問いたします。先日、政府は人づくり革命の案を固めました。大学進学は住民税非課税の低所得者に限って国立大学の入学金と授業料を免除し、私立大学は一定額を上乗せ助成するとありました。この制度の目的は、進学に向けた学生等給付型の努力を促し、将来の人生設計を考え実現する力になる、と言われていました。来年度から実施する日本学生支援機構による給付型奨学金と今回の人づくり革命による奨学金、いずれも住民税非課税が対象者となっております。一つの基準ラインとして低所得者とするのは当然でございますけれども、非課税の対象にならずに、わずかの課税でぎりぎり生活している方は給付型奨学金の対象にはなっておりません。本町では高校を卒業すると児童扶養手当や高校通学助成もなくなります。アルバイトなどをしようとしても、最終バスの時間により制限されてしまうということもあります。国の大きな仕組みの中で、どうしてもその給付型奨学金から外れてしまう、そういう子供たちのために町で何とか応援できる体制が必要ではないかと思っております。今、町長から貸与型が活用できますよという、そういうお話でしたけれども、貸与型になぜ、今回国でも給付型に乗り出したのかという、その背景の中には今、日本学生機構による奨学金の1人当たりの平均利用額は300万円と言われております。そして現在33万人が滞納しているという、そういうデータが出ております。現在奨学金の返済で苦しむ多くの人たちは、不安定な雇用、低賃金、病気または社会構造の変化が原因と見られているようでございます。このようなことから、本町の子供たちには少しでもこのような思いをさせてはならないと思っております。それで、こういう質問になると、まず町長は財源がどこにあるのかという、そういう御心配があるのではないかなと思っております。それで、現在南幌町で非課税世帯から外れる扶養手当を受けている高校生は、30名ほどです。その中で奨学金対象の3年生は、3年生でも大学に行かない子もいるので、本当数名になると思われれます。実際自治体で行われている例を挙げますと、新ひだか町では3万7,000円、和歌山県の南部町では年間20万円、沖縄の竹富町では町内に勤務することを条件にしている例もあります。札幌市では、国公立大学は月6,000円で、私立大学は9,000円です。札幌市の大都市から見ると、決して大きな額ではないと思うんですけども、私も決して大きな額ではなくてもいいと思っております。自分が大変な時に南幌町に支えてもらったという

記憶は南幌町を忘れないと思います。南幌町は、町長が言われているふるさと教育にも当てはまるのではないかと考えております。通学助成対象者など子育て事業に伴う予算は子供の人数が減少することによって、少しは余裕が出てくるのではないのでしょうか。大都市とは違い、決して多い人数ではございませんので、できないことはないと思いますが、そのところ町長いかがお考えでしょうか。

議 長  
町 長  
(再答弁)

町長。

佐藤議員の再質問にお答えをいたします。まず、こういう給付型あるいは貸与型の奨学金制度、国のお金を投資してできたということがありますから、これもまだきれいに運用がされて、これがすばらしいものだという、まだようやくことし試行で来年本格実施であります。そのことを踏まえ、今国がいろんなことを、子育て支援を含めて政策として議論されてでき上がってくると思います。それを見ながらでも遅くはないというふうに考えております。私どもはやはり、いろんな子供さんたちにみんなに応援をしてあげたいなというのはもう当然思っているところであります。一方、高齢化の率もものすごい進んでおります、うちの町は。ですからそれらも含めてどういう支援が本当にできるのかどうか。こういう制度もあるので、これを利用していただくのがまず一番ではないかなと。今までなかった制度ですから、なかなか認識もしておられないというふうに考えておりますので、私どもはそのことをPRしながら、そして本当に困ってる子供たちにどういうことが一番いいのかってということは、いろんなことを考えていきたいなというふうに考えております。まだまだ全国でいい事例がたくさんあるのを見ています。ですけども、うちにどうやって取り入れるか。うちに入れたらどうなるか。先進事例も私も随分見させてもらっております。ただ、うちの町に本当に合うかどうかという問題、非常に先ほど議員がおっしゃってた、うちの町で戻ってきたらいいよと。そんなに就職口が、うちにはそんなにないものですから、それもいろいろ考えたんです、もう既に早くに。でもなかなか子供さんが勤めたい企業になるかどうか、募集がそんなにない。そんなことも含めながら、全体で考えていかなきゃならない。ここだけポイント上げてぽんとやっても、私はなかなかうまくいかないなというふうに思っています。国のほうはかなり力を入れるっていうことでありますので、それを見ながら、国が力を入れるということは、地方自治体にも負担は多分来ると思う、今までの例からいくと。全部国が負担するわけではなくて、各自治体にも当然応分の負担が出てくると思いますので、それらを見ながら検討はしていきたいなというふうに考えております。

議 長  
佐藤議員  
(再々質問)

7番 佐藤 妙子議員。

再々質問させていただきます。ただいま町長の御答弁のとおり、これから国の動向を見きわめていくというところでは、私も同感でございます。教育ということでやっとな真剣に、いろいろなそういう形で取り組んで来たというのは、大変喜ばしいことではありますけれども、ただいかにせん国がすることでございます。そういう中で、いろんなざるの目から落ちたというか、該当しない子供たちも出てきます。そ

ういう子供たちに対して、私は町でどのように応援していただけるのかなっていうそういう思いがありました。それで今、町長のほうからいろんな今までこういう考えがあったんだよという、そういう考えをお聞きいたしましたので、気持ちはとても理解できます。ただ、私は今回、なぜこの町独自の給付金という御提案をさせていただいたのかと申しますと、このきっかけは高校生をお持ちのお母さんから、今回給付金型奨学金にぎりぎりの所得で適用から外れてしまったと、生活保護世帯と変わらない生活水準なのにどうしても納得いけないという御相談でした。私は今、国へも拡充の見直しが検討しているので、とお伝えしたのですが、その時になぜこのような方たちを町で守ることはできないのだろうか。小人数の方たちであれば、財源は捻出できるのではないか、そのように思いました。本町の子育て支援である高校生通学助成、子育て支援米、これらも財政健全化の渦中の中、町長も大変な御決断だったと思います。しかし、その根底には子育ての経済的支援と本町の子供たちの幸せを願う、その思いがあったからではないかなと思っております。そういうことも考えまして、一つの例なんですけれども、今、伊丹市で行われていることなんですけれども、入学の準備金として入学後に15万円支給する制度もあります。このような制度もあります。このような形での支援も、いろんなことで難しいということであれば考えられると思うんですけれども、町長の考えはいかがお考えでしょうか。

議 長  
町 長  
(再々答弁)

町長。

佐藤議員の再々質問にお答えをいたします。いつも私は言うんですが、子供はみんな同じ。あんまりレベルを、差をつけたくない。だからそういう支援はしていきたい。確かに困ってる部分は、困ってる方もたくさんいます。それはそれでどうやっていくかということも考えながらやってるわけでありまして。先ほどの質問もありましたけども、南幌高校に行く場合の入学支援金、これはもう町の行政として存続するための大事な手段ということで、入学祝金を出しているところでもあります。大学となるとまたちょっと別問題が出てくるかと思えます。多くの方々の子供たちが、私は町で応援をいただいて、大人になっていく過程の中の、町民に感謝をいただけるような政策をできるだけしてあげたいなというふうに思ってます。それが入学祝金に当たるかどうか。もうちょっと私の中で検討しなければ、やりますとかやりませんとかっていう話には、いろいろ御意見をいただきましたので、私の中でもいろいろ検討はしなければならないかというふうに思ってますが、できるだけ等しく応援をして、困ってる方々については、国だとか北海道がもっと応援をさせていただいて、その町に住んでる子供たちについては市町村が応援をしていくっていうのが私の思いであります。そんなことを含めながら、いろいろ御提案もありましたので、うちの町としてできるのかできないかも検討しないとだめだと。今ここでやりますとか、そんな話にはならないと思います。そんなことがありますので、私はいつもいろんなことで多くの議員からいろんなものを無償でやれないのかという話を常にされますけども、等しくみんな

にやっ、やっぱり感謝の気持ちを持っていただく。そのために負担が軽減したよという思いがするよな支援を私は考えたいと思っています。それで、いろんな子育て支援米にしたって、通学費助成にしたって、多くの町民のお世話になって今そういうことがあるんだよという理解をしながら、出しているわけでありませぬ。そんな思いもありますので、これから何ができるかちょっとわかりませぬが、ちょっと私なりに検討はさせていただきますというふうに思っております。

議 長

以上で佐藤 妙子議員の一般質問を終わります。

熊木議員

次に10番 熊木 恵子議員。

今回は町長に3本、質問いたします。全てまちづくりに関してのことです。よろしく願いいたします。1番目です。空き店舗活用支援事業の進捗状況は。市街地商店街の活性化とにぎわいを取り戻すことを目的に、空き店舗を活用する新規事業者に対して、家賃の一部を助成する新規事業が実施されています。人口減少に歯止めをかけ、町を活性化させる起爆剤としても新規起業者を育成する意味からも、幅広い事業展開が期待される所です。広報4月号に実施要項が掲載されましたが、進捗状況を含め3点伺います。

- 1、具体的な取り組み状況について。
- 2、寄せられた要望や意見などはなかったのか。
- 3、事業実施に伴い、事業内容の見直しの考えは。

議 長  
町 長

町長。

空き店舗活用支援事業の進捗状況は、の御質問にお答えします。1点目の御質問については、事業概要の周知として、町広報と町ホームページへの掲載並びに空き店舗や公共施設へチラシを配置しています。また、貸し出し希望空き店舗が通行車輦等からも分かるように、張り紙の掲示や店舗面積・設備などの情報を町ホームページに追加掲載して周知徹底に努めています。事業実績としては、市街地にお住まいの方が、旧田島一誠堂の空き店舗を活用して、ハンドメイド製品の販売とカフェを併設した店舗を11月4日に開業しています。このことで、7件の貸し出し希望空き店舗が、1件減少したものの、12月に入り中央通り商店街で新たに1件の空き店舗が出たことから、現在市街地区域内の空き店舗は19件、そのうち所有者の貸し出し希望店舗は7件で事業開始時と同じ件数となっています。

2点目の御質問については、相談窓口である商工会に確認したところ、これまでの相談件数は6件で、内容としては空き店舗の状況や事業要件該当の有無などで、制度内容に関する御要望や御意見などは、特段無かったとの報告を受けています。

3点目の御質問ですが、本制度は開始1年目ということもあり、現時点で実績が1件、制度内容の見直しに関する要望などもなく、また創業時借入金に対する支援として、中小企業総合振興資金利子補給事業を実施していることから、町としては当面、現行制度の周知に取り組んでまいります。

議 長  
熊木議員

10番 熊木 恵子議員。

再質問いたします。ただいま答弁いただきました。それで1番の、

(再質問)

町のメイン通りに事業者が入って大変喜ばしいと思います。これが空き店舗活用支援事業の第1号となったわけですが、私もこの事業がどうなっていくのかなってことは、ことしの第1回定例会で質問いたしました。ですから、本当に次々と入ってくればいいなっていう思いを込めて、町を見ていました。担当の方とも、時々お話をさせていただきました。ようやく入ったということで、先日お話を聞いたら、最初に町のほうで事業のそれを、あいてるところに張り紙をしたっていうことでした。張り紙がされてすぐ私も車をとめて見に行っただけですが、それから本当に2、3日もしないうちに張り紙が剥がれてというので、何になるのかなってことをすごく期待していました。何度かその店にも行ってお話も聞いてきたんですけど、やっぱりこの第1号っていうことを、やっぱり町としてはもっとこう大々的に盛り上げるっていう姿勢が必要ではないかと思います。それで広報なんぼろに、先ほどから広報の話が出ていますけれども、今後も含めて、この扱いを広報とかでも取り上げていくのか、それをまず1点伺います。

それから、お店を開いた方にお話を聞くと、チラシを新聞折り込みにして配布しています。ですから町民の中でも、どういうお店なんだろう、のぞいてみたいなっていうこともありました。それで実際にお店に行くと、店主の方はなかなか自分は年金とかいろいろそういう中で事業をしているんだけど、それを2号3号っていく時にはやっぱり何らかの支援、その1年間の店舗に対する半額助成っていうか、そういうのはあるにしても、やっぱり開店するにはそこのお店を直したり、いろいろお金がかかると。自分は何とかやりくりはできるんだけど、例えば若い人がそういうお店をやりたいとなった時に、果たしてそれができるだろうかと。1年しかないものにお金をかけて初期投資をするっていうところでは、やっぱり二の足を踏んでしまうんじゃないかっていうようなことも話されてきました。先ほどは要望とかがなかったということでしたけれども、やはりその辺はもう少し丁寧に寄り添って話を聞いてほしいなと思います。その広報のことも含めてちょっとそこを伺いたいのと、町の職員も含めて、私たち議員もそうですけれども、やっぱりそういうところに足を1回でも運んでいるのか。その辺も、役場の中では話題になっているのか、そこもちょっと1点伺います。

それから2点目で質問して、商工会がコーディネーター役を担うっていうことを、第1回定例会の時の答弁で町長されています。私、商工会のホームページとかいろいろ見ますけれども、なかなかそれが変わっていないっていうか、あまり大きく取り上げられているようには思わなかったんです。それで、商工会だよりの中に、5月に発行した中に空き店舗活用支援事業ということで、ちょっと載っています。だけれどもそのコーディネーターの役割っていうのは、もう少し具体的にどのようなお話を、この事業を進めるに当たって商工会と取り結んでいるのか。そこがちょっと見えてきません。商工会と担当、産業振興課と一緒に、その辺は計画をつくりながら進めていると思うん

ですけれども、その具体的なところを伺いたいと思います。

それでコーディネーターという中では、私以前地域おこし協力隊員をそういうことに使ってはどうかという質問は、ほかの項目でもしたことがあります。町長も役場の皆さんもいろいろ新聞等とかでも、いろんなそのアイデアを出して活性化させるために奮闘しているってところに、地域おこし協力隊員の活躍って目覚ましいものがあるというふうに思うんですけれども、ことし初めての新規事業でありますし、来年度に向けて見直しはあっていうところで、特に考えてないってということなんですけれども、コーディネーター役にそういう新しい人材を確保するってことは考えられないのかどうか。ぜひそれは真剣に考えていくべきではないかなと思います。先ほどの同僚議員の白馬高校の公設塾、私も一緒に同行しました。それで、視察した中では、4名の協力隊員をその塾の講師に任じていうふうにやっているってことで、町の持ち出し分がすごく少ないということでした。協力隊員については今質問の項目に入れていないんですけれども、いろいろこうプラスの面ばかりではないってことも前回言われましたけれども、それであってもやっぱりその目的に応じて、そういう活用の仕方ってことはすごくあり得るのではないかなと思うので、ちょっとくどくなりましたけども、そこちょっと答弁お願いしたいと思います。

それから先ほどの答弁の中で、空き店舗19軒のうち、所有者の貸し出し希望店舗は7軒となっているってことで、それが1軒減って6軒になって、また新たに1軒ふえたってことでした。なぜそれがなかなかこう進んでいかないのかってことも担当と話をしました。そしたらやっぱり住居に実際には住んでいられて、なかなかそのトイレがそこにないだとか、いろいろこう貸す上でも借りる上でもすごく不便だということがあるということでした。この計画を組む時には、やっぱりそういうことは十分にそういう問題点があるってことでスタートしたと思うんですけれども、せっきくの新規事業ですからそれを成功させるために、その辺をどういうふうにクリアしていこうと思っているのか、その辺を伺いたいと思います。

町長。

熊木議員の再質問にお答えをいたします。広報に、あるいはホームページ等々でできる限り情報発信をしております。あくまでも広報は南幌町の広報でありますので、そのことを理解していただければというふうに思っております。個人名で、なかなか出しづらい分野があるかと思えます。できるだけ職員も出入りしたり、あるいは会議の中でお話しもさせていただいたりして、職員は見たりしているところあります。でも何も事業者から、あれしてください、これしてくださいっていうのはまだ出てきておりません。議員は聞いたということありますから、それを町に言いなさいという役割でないかなというふうに思いますが、熊木議員からもそんな話は来ていないようですので、うちが次年度からどういうふうな体制をとれるのか、それは早目に情報提供をお互いしていただければありがたいなというふうに思ってお

議 長  
町 長  
(再答弁)

ります。

いろいろな方法が多分あるんだろうと思います。協力隊っていう、協力隊は中々うちハードルが、高い敷居があるんですが、それをクリアしていかなければならぬというのは前にもお話ししたとおりであります。今やっとまだ8カ月です。それで問い合わせはあるけれども、なかなか起業してみようという方はあられてないっていうのが実情でありますので、この辺が今後どういうふうに出てくるかというふうに思っております。

また、起業するためにお金が必要だということでありましたけども、先ほど中小企業との関係の資金利子補給を町でやっております。そういう活用の方法も教えてあげていただければというふうに思っております。あわせて、商工会とは緊密に連絡をとりながら、この制度を理解していただいて、商工会としても会員の増強につながるわけでありますので、一緒に情報発信をさせていただいておりますので、私はうちの職員と商工会の職員と意思疎通は図られているというふうに感じております。

議 長  
熊木議員  
(再々質問)

1 番 熊木 恵子議員。

再々質問いたします。先ほど質問しまして、コーディネーター役の商工会と職員では十分意思疎通が図られてるっていうことでしたけれども、それであればやっぱりホームページでいろいろ発信するっていうことを、先ほどもおっしゃってました。だけれども、あとその商工会だよりですか。そういう中にも、やっぱりこの新規事業を町と一緒にやっていくっていう中には、もう少しこう積極性があってもいいんじゃないかなと私は思います。その辺で、町のほうでは一緒に会議体をするときにどのような熱意を持ってそういうことが話されているのか。やっぱりその辺を具体的にお聞きしたいと思うんです。やっぱりそういうのがないと、新規事業がなかなかこう広がっていかないと。確かに、出だしからやっぱりその困難な面というのは、19店舗あってもっていうことで、それは説明を受けた中で十分それはわかります。でもやっぱりせっかくこう町ににぎわいを取り戻すことを計画の中でも出して、それについてやっぱりみんな賛同するものだと思います。この南幌町が、後でも質問しますけれども、せっかくこう今新しい企画で、まちに人をたくさん呼び込もうというときにやっぱり肝心の商店街、それこそ8号道路にしても役場の通りにしても、そこがにぎやかでないと、やっぱり寂しいなっていうふうになってしまおうと思うんですよね。そういう意味で、そこをもう少しこう具体化させながら進めていくことが必要だと思います。それで先ほど広報のことでは、町長のほうから広報は町全体のものだっておっしゃいました。それはもっともだと思います。ただその広報に取り上げるのに、その一つのお店の個人の利益のために、それだけに取り上げるってことを私言ってるつもりではないんです。そうではなくて、新規事業であるこの第1号っていうことに、やっぱりもっとポイントを置くべきではないかなっていうことを申し上げてるつもりです。そういう意味では、この新規事業の扱いで、一昨年、おとしですか、まちづ



くり支援事業、その事業もありました。その時も、なかなか半年経って該当するところがなかったっていう中で質問もいたしまして、その後やっぱり条件も緩和しながらっていうことで今、先ほどの監査報告にもありましたけれども、応募されて今動いていると思うんですよね。やっぱりそういう経験から、ことしはまちづくり支援事業に対する要綱の掲載だとか、今何件ですっていうことが広報にたびたび載っていると思うんですよね。ですから、やっぱりそういうような新規事業であれば、そういう取り組み方がやっぱり必要だったのではないかなと思うんです。そういう意味で、ぜひその町民の多くの方が読まれる広報にそういうことがもっとこう工夫されて、たくさん載ることで関心が高まっていくと思うので、そのところは私が町の広報に個人を載せるっていう、そういうことの意味ではなくて、違う意味で発言しているので、そこを十分考えて答弁お願いしたいと思います。

それからもう一つ、コーディネーターのことを先ほど言いましたけれども、商工会に力がないとかあるとかそういうこと言ってるわけではなくて、商工会の業務のほかにも、やっぱり新しい形の意見というのは、ぜひやっぱり取り入れる必要があると思うんです。それで、敷居が高いと町長おっしゃいましたけれども、その敷居の高さを取っ払って、何とかこうチャレンジしていく、やっぱりそれは必要ではないかなと思うので、そこをちょっともう一度再考した答弁をお願いしたいと思います。

議 長  
町 長  
(再々答弁)

町長。

熊木議員の再々質問にお答えいたします。11月の4日にやっと開業しましたので、町の広報にしる、商工会の広報にしる、中々そのときにうまくマッチングはしていないと思います。多分、会員がふえれば商工会は商工会なりにちゃんとそういうアピールというか、表示の方法は出てくると思います。町も年度末になれば、1件ありましたよとか、またそういう報告はちゃんと出ると思いますが、何せ11月ですので、今言われて結果がどうのこうのっていうことじゃないと思います。ただ、進めていかなきゃならないというのは事実でありますので、それはいろんな方法を取りながら、また進めたいというふうに思っていますが、商工会もいろんなところに声をかけていただいておりますので、そのことも十分理解していただきたいと思います。実ったのが1件ということで、1件しかないと言われるんでは非常に困るなど。いろんな努力をしていただいて、1件結びつけていただいたということですので、そのことはぜひ理解をいただきたいなというふうに思っています。

それから協力隊員、こういうふうに使ったらいいんじゃないかという分野であります。先ほどの、空き家はたくさんあるんですが、それぞれ個人の財産であります。それぞれの思いがあるところでありまして、長年培ってきた方々と交渉するわけでありまして、なんでも協力隊員がいいかということでは、私はないと思っております。こういう分野については特に、個人の財産を借りてやるわけですから、やはり長年親しんだ方々の思いを伝えながら、そして聞いてあげていくべ

きではないかなというふうに思っていますが、絶対協力隊やらないって  
いうわけではないので、ただうちの町として今できる範囲でいくと、  
よその町がやってるような恩恵を受けていける体制にないものですから、  
同じようにどこの町も全部1,800を超える市町村が同じ条件で  
受けれるような、協力隊の姿勢のあり方になった時は、それは当然考  
えていかなければならない事業ではないかなというふうに思っていま  
すが、今の時点ではそれを入れてやるっていうことにはまだ考えてお  
りません。

議 長

ここで1時15分まで昼食のため休憩いたします。

(午前11時40分)

(午後 1時15分)

議 長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

午前に引き続き、熊木 恵子議員の一般質問を開始します。

熊木議員

引き続き第2問目を町長に質問いたします。みどり野きた住まいる  
ヴィレッジ実施に伴う町のPRについてです。第6期南幌町総合計画  
が策定され、誰もが笑顔で活躍できるまちづくりを掲げ、スタートし  
ました。近年、人口減少が続いている中、移住促進事業の展開など新  
たな施策により、本町を訪れる人がふえてきています。「北の住まい・  
暮らしフェア in 南幌」と銘打って10月22日にふるさと物産館ビ  
ューローで午前、午後2回の説明会が開催されたと聞いていますが、  
参加者からはどのような感想があったのでしょうか。本町の魅力を感じ  
ていただける内容であったのでしょうか。また、広報や雑誌などにも  
紹介されていますが、せっかくのこの企画を成功させるためにも、  
町内外に向けて本町をPRするための工夫が必要と思ひ、3点伺いま  
す。

1、本町の魅力をわかりやすく知らせるポスターの掲示や、看板等  
を設置する考えは。

2、町の景観づくりとして、15線道路沿いの空き地（西9～10  
号間の南側）活用として環境に配慮した草花の植樹の考えは。

3、現在工事中の高規格道路及び遊水地の完成予想図、完成時期を  
わかりやすく表示する工夫は。

町 長

町長。

町 長

みどり野きた住まいるヴィレッジ実施に伴う町のPRについての御  
質問にお答えします。北海道、北海道住宅供給公社、南幌町の三者が  
共同で主催し、みどり野団地において実施する住宅展示場、みどり野  
きた住まいるヴィレッジにつきましては、来年5月にプレオープン、  
6月にグランドオープンを予定しており、この最初のPRイベントと  
して、参加事業者6グループの基本設計または建築コンセプトが完成  
したことから、10月22日に北の住まい・暮らしフェア in 南幌を  
開催したところですが、イベントでは、なんぼろマチめぐりツアーをは  
じめ、南幌のまちと暮らしを楽しむ一日となり、参加された18名の  
方からは、全般的に好評であったところですが、特に各事業者との個別  
相談会では、参加者から具体的な住宅の話ができたとの御意見をいた  
だいており、参加事業者からも手応えを感じられたと聞いています。

1点目の御質問については、本町の知名度向上を含めたPRとして、各種イベント等の機会を通じて、町内外へのポスターの掲示を今後も行うとともに、住宅展示場への案内を促す看板については、北海道及び北海道住宅供給公社と協議した上で、必要とされる箇所への設置を予定しています。

2点目の御質問については、議員御指摘の場所では町有地がないこと、また、所有者から土地を借りられたとしても、道路沿いでは草花を植樹する面積が狭く、道路下の土地では道路より低い位置にあるため、PR効果としては低く、実施は難しいものと考えています。

3点目の御質問については、地域高規格道路である道央圏連絡道路は、完成年度が公表されていないことから、現時点で看板を設置しても期待されるPR効果は得られないと考えています。

また、河川整備の晩翠遊水地は、平成31年度の完成予定であり、町からも看板設置を要望しており、国では現在4市2町の遊水地デザイン看板の設置を検討されていると聞いています。このことから、現時点において町での設置は考えていません。いずれにしましても、みどり野きた住まいるヴィレッジの推進が、みどり野団地への移住に繋がるよう、北海道及び北海道住宅供給公社との連携を密にした中で事業を進めてまいります。

10番 熊木 恵子議員。

再質問いたします。今答弁いただきました、このみどり野きた住まいるヴィレッジ、議会のほうでも全員協議会の中で説明を受けて、私たち議員は事前に説明を受けるので、広報に載った時は、これは説明を受けた内容だなんていうふうに思っています。一般の町民の方が、やっぱり広報はいろいろ見ている人も多いと思うんですけども、なかなか広げて全部を見るってことをしない人も多々いると思うんですよ。ちょうど10月以降の開催するっていう前後ですかね、こういうのがあるんだって話を町民とした時に、全然知らなかったっていうお話を何人かからお聞きしました。すごく残念だなと私は思ったんですよ。それで私、看板のことも今言っていますけども、ポスターをとか言ってるんですけども、これは広報に折り込まれたものかな。こういうデザインされた6戸の住宅のコンセプトとかも私たち説明を受けたときは、ハウスメーカーの方々の思いついていうか、あれを読んだだけでも、やっぱりこんなふうな思いで住宅をつくるのかっていうことで、それがどこかを探しているっていう人とかにとっては、やっぱりすごく夢がある企画だと思うんですよ。それだけにやっぱり宣伝をもっともっとすることで、多くの人の目に触れるということがすごく大事だと思うんです。雑誌とか、それから私たちにいただいた雑誌の中に、南幌町に移住してっていうことで何人かのお話が載っていて、先日あいくるに行きましたら、そこにはちゃんと付箋が貼っていて、南幌のことが紹介されてるんだっていうことを見てとれるように付箋が貼ってあったんですよ。ですから、そういうのでPRするということではすごく大事ですし、あとやっぱり大きく目に触れるものってのは絶対必要だと思うんです。それで先ほどの答弁の中で、

議 長  
熊木議員  
(再質問)

看板については北海道及び住宅供給公社と協議した上で、必要とされる箇所への設置を予定しているっていうんですけども、それはどの時期なのか。今この事業をやって、来春、美園のところにオープンっていう中でやっぱり急がれることだと思うんですけど。ですからその看板の設置はいつなのかっていうことと、町内の公共施設だけではなくて、やっぱりこのデザインされたポスターを大きく拡大するだけでもいいと思うんですけど。こういうものを南幌町がやってるんだっていうことを発信していくっていうことで、それがすごく大事なことになるので、それだったらすぐできることではないかなと思うんですけども、まず1点そこを伺います。

それから、先ほど10月22日開催のフェアには18名の参加と好評だったっていうことだったんですけども、その中で契約に向かって進んでいるというようなことがあるのかどうか、それをちょっと1点伺うのと、どのような率直な感想っていうか、出されたのか、そこちょっとお聞きしたいと思います。

それから先日の北海道新聞にも、大きく団地の宅地販売上向きってことで、すごく大きく載せてもらいました。こういう中で実際に南幌町にも引っ越してくるっていう方の声とかも載っていて、やっぱりこういうものを私たちも好評だったという中でお聞きしたのを、また自分たちもこういう声があったんだよってことを知らせていくっていう意味からもやっぱり共有していきたいなと思うんですけども、その辺を1点伺います。

それから、2番の道路空き地活用ということで花とか植えられないかっていうことを質問したんですけども、これはやっぱり環境、南幌町に来る人、それから住んでいる人にとっても、やっぱり環境が美しくなることで、自信を持って南幌町に迎えらるってこともありますし、通り過ぎていく人方にとっても、南幌町はこんなにきれいにしているんだなってことにつながると思うんですけども。それで常日頃、15線を通ると両側が空き地っていうか、先ほど答弁の中では、町有地ではないということで、公社の土地であったり、あと民間の事業者が買った土地だったりってことがあるんですけども、ほかのところきれいになってる中で、やっぱりあそこはすごく目立つなと思うんですけども。それで、面積はともかく何とかそういう工夫をして植樹するということができないのかなって思います。ことしの秋は、特に農家さんがすごくヒマワリをたくさん植えて、全町のあちこちでヒマワリ畑がすごく見られました。本当に天気がよくて青空がぱっと広がる中で、黄色くヒマワリが咲いてるっていう風景はすごくすばらしくて、私も何度か目にしたんですけども、多分町外の人かと思うんですけども、車で何台か来ておいて、そこで写真を撮るっていうような光景をたくさん見ました。ですから、農家さんでそういうふうに取り組まれていることをちょっとこう見習うって言ったらかおかしいですけども、そういうものを取り入れるっていうことがまず大事ではないかなと思うんですけども、そこが例えば公社の美園団地のところにつながっている公社の土地を一部お借りするっていうことはできないのか。

それからもしできれば、そのところに農家さんに教えてもらったりもしながら、町民とか何かそういう企画を持って、みんなで種まきをしよとかね、何かそういうようなことになることで、また町民もまちづくりに参加する、それから南幌町に期待したり注目をしている人にとっては、そういうようなことに参加することで、やっぱり住んでみようかというふうにつながっていくような、一つの企画でたくさんのお金を集めるのではないかなと思うんです。せっかくこう夢のある企画を立てているので、ぜひそういう相乗効果を狙いながらやるというふうな企画はできないか、それをもう一回伺います。

それから3点目なんですけれども、遊水地及び高規格道路で、先ほどの答弁の中では、遊水地については4市2町の遊水地デザインの看板の設置が検討されているということなんですけれども、これも時期はいつぐらいなのかというのと、それから町がそれに全くしないで、ただそれだけなのかというのを1点伺いたいです。町としてやっぱり広報にも一度載ったりしてるんですけども、今工事しているところが、本当にどんなふうになっていくのかという事は、すごく関心のあることだと思うんですよ。遊水地については、先日の議会懇談会の中でも、意見を出されている方がおりました。遊水地のスポーツ環境っていうか、そういうのにもすごく活用できるのではないかっていうことで、いろいろこう考えて発言されてる方がいたんですけども、やっぱりそれも含めて、遊水地が4市2町でこんな形になるっていうことで、南幌町の場合はこうだということ、やっぱり見やすいような形の看板が必要だと思います。それから高規格道路については、確かに時期についてはいろいろ、まだ定まらないっていうのはあると思うんですけども、私たちは千歳空港とか行ったりするときに、高規格道路の一部を使って行ってすごく近いですよ。これにつながったら、もうどんなに近くなるのかで想像します。ですから、そういうことが近い将来、遊水地もこうなって高規格道路もこうなるってことが、やっぱり目に見える形で表示するということがすごく大事だと思います。だから、それには予算も伴うんですけども、やっぱりそのわずかな予算というとまた町長に言われるかな。ある程度の予算の中でやっぱり最大の効果を狙うっていうところでは絶対必要なことだと思うので、そこも再度答弁をお願いしたいと思います。

議 長  
町 長  
(再答弁)

町長。

熊木議員の再質問にお答えをいたします。3点いろいろ質問されて、できていないやつに今看板ということに私はならないと思います。やっぱり行政というのはちゃんとした形になって、皆さんが今出して見に来てもらっても何も建ってない、まだできてないということには私はならないというふうに思ってます。だから時期についてはできないとなかなか難しいと思います。途中経過で見に来ててもなかなかうまくいかないかと先ほど言って、まだわからないと、できてないのでわかりません。だからそんなことを含めていくと時期っていうのは、それぞれの関係のでき上がる時期を見ながら看板の設置をしていかなさ

やならないなというふうに思っております。チラシについてはいろいろこのきた住まいるヴィレッジについては、札幌市内でかなりのイベントや住宅展示場、だいぶ発信をさせていただいております。そんなことで町内ではちょっと薄いかもしれませんが、町内は広報を通じながら住宅助成事業をやっていますよってということで、子育て世帯ということで出しておりますので、私どもはやっぱり移住定住を早く進めたいというのがあって、全部一遍にできればいいんでしょうけども、今は札幌市内の若い世代をターゲットにしているものですから、今回きた住まいるヴィレッジ18名ということでありましてけれども、それぞれ住宅を建てようと思っている方々ばかりです。したがって、設計さんと事業者さんとセットで面談をさせていただいておりますので、それで建てようと思っている人は住宅をどうしたらいいかと、その専門家の御意見を聞く場をつくったということで、その前段で町内を見ていただいたということでもありますので、なんとか早く成約をつけて、プレオープンあるいはグランドオープンの時には、ある程度入る方が決まってほしいなということで私ども願っておりますけども、これは道のほうでやっていただいておりますので、その後どういうふうになったかまだ把握していませんが、こういう機会を通じながら、少しでも南幌町へ足を運んでいただいて、住んでいただくことを何とかしたいなということで、それぞれやっているところがあります。それから草花の関係、ヒマワリ、あれは確か地力の関係で農家の方が植えて、それをすき込んで来年度の土地を増進させるということで、見た目は非常にきれいでそれはわかるんですが、なかなかそれにしてもあそこの15線の9号・10号間というのは段差があるもので、場所が低いもので植えてもなかなか上のほうに上がってこないっていう僕は理解をしております。したがって、よその土地でありますし、なかなか非常に難しい状況だということでもあります。しかし、15線の先に行ってもらおうと、東町・緑町では花壇の造成をさせていただいておりますし、また9号ではちょうど改善センターの前、プールの前で有志の方が一生懸命花壇をつくっていただいております。町でしているわけではありません。そういういろんな方にお世話になって町がきれいに見えるよと。あるいは13線は、花の苗は供給してはいますが、町内会ですと、いろんな町内会が花壇整備をさせていただいて、来た人には非常にすばらしい景観をつくっていただいて、そんな話は聞いておりますけれども、なかなかその場所の設定と、する人とうまくマッチングというのは非常に難しいということでもありますので、そういうふうな方々があらわれて、あるいはそういういい場所があれば随時進めていけるのではないかなというふうに思っておりますけれども、なかなかその辺が難しいということでもあります。それから看板については、遊水地については国のほうでせっかくやってくれるんでありますので、それをうちのほうからできるだけ要望を聞いていただいて、いいものをつくっていただきたいなと要望してるところでありますし、高規格道路については、まだうちのところ全然できておりませんので、これもできるまで待っていただいて、どういうふうにつくるの

がいいのか。早まってつけても、せっかく使うお金でありますので、いい有効活用をしたいんでもう少しお待ちいただいて、完成年度も当然出てくると思いますので、その時点までお待ちをいただければと思います。

議 長  
熊木議員  
(再々質問)

10番 熊木 恵子議員。

再々質問します。今、町長からできていないのに看板をつくるのはどうかって、今答弁だったんですけども、できていないけれども今現在、遊水地にしても、それから高規格道路についても進行中ですよ。そのことを町民だけではなくて、南幌町を通る方とかがどんなふうに将来なるんだろう、これはどこにつながるんだろうってことを関心を持って見てると思うんです。私はそういう意味から、やっぱりそういうふうになるもの、それが途中で時期も含めて変わってきたりいろいろするかもしれません。でもそれはその途中でまた作りかえたり、よく工期のところに張り紙とか張ったりしてますよね。そういう形でも私はつくるべきだと思うんです。できてからっていうのでは、やっぱりせっかくのいろんな企画を押し出すには遅過ぎると思います。だから今回のこのみどり野きた住まいるヴィレッジ、私にも全て批判してるわけではなくて、南幌町でもいろいろこう観光マップだとか、こういういろいろ工夫して、久しぶりにいい冊子で紙も厚くて、いろいろ紹介されてるようなものって、すごくそれは喜ばしいことだなと思います。ですから、やっぱりこういうものをまとめてっていうか、その単発だけではなくて、せっかくこういうものをつくっているんだから、それをもう少しこう広げる工夫をするということは大事なことだと思います。できてないものって言いましたけれども、例えばそのきた住まいるヴィレッジのデザインされた6区画のってありましたよね。これよりも大きいものを私たち議会ではいただいて目を通しました。そこに書いてるのは本当に、夕暮れが美しい何とかとか、いろいろこうそういうコンセプトが書いていたと思うんですけども、そういうことを町民、内外の方が目に触れるところに張るだけでも、今すぐは家を建てられないかもしれないけれども、やっぱり近い将来住んでみたいとかっていうことにつながっていくんじゃないかと思うんですよね。それとまちづくりで今やっぱり少子化、それから高齢化、人口減少というこの3つはどこの町でもそうですけども、うちの町も本当にそうです。そういう中で、やっぱり1人でも1世帯でも多く住んでもらうことによって町税収入もふえますし、町自体が本当に活性化につながっていくと思います。私感動しました、道新に載っていた記事の中で、来年1月に完成するっていうことで、札幌から来られる方、やっぱり探していて、町の支援制度などで宅地代530万円が半額になり、さらに200万円の助成を受けたって。それで自然豊かな環境で子育てがしたかったっていうこのお母さんの思い、願い。それがやっぱりこういう形で紹介されると、やっぱりせっかく紹介されたものをやっぱりどンドンどンドンこう、こんな声があったんですけども、ことで広めていくことが私たち、行政も含めて役割ではないかなと思うんですよね。先ほど町長が札幌の子育て世代とかいろいろところで取り

上げてもらっていますっておっしゃってました。私もいろいろ雑誌の中で、後ろのほうに浦臼町とか南幌町とかっていうふうに、何ページにも渡って載ってる中で、南幌を紹介してくれて本当にうれしいなと思ったんですよね。そしたら遠く、私大樹町に住む知人から電話が来まして、雑誌を買った時にそれを見たって、頑張ってるんだねって。私は特別頑張ってるわけではないですけども、南幌町がそういうふうに頑張ってるんだねってことを、エールを送っていただいたように思っただけですごくうれしく思いました。ですから前にも一度、何かの質問で言ったことがあるかもしれませんが、例えば岩見沢のまなみ一るとかそういうところで、あと由仁町でもやりましたけれども、南幌町の記事がどこかで紹介されたものをまとめてスクラップとかして、それをみんなに見えるような形にするっていうことで、どれだけ南幌町が関心を持たれてるのかっていうことを、雑誌に目を通さなければわからないものが、やっぱりそういうスクラップすることによって、こんなにも取り上げられてるんだっていうことで、そしたら町長がよく言うように、町長もトップセールスマンですし、やっぱり町民一人一人がその町のこういう企画を応援していくってことにつながっていくと思うので、そういうようなことも、ぜひ考えてはどうかと思います。何点か言いましたけれども、先ほどの中では看板設置の時期のことが、国とかそれから道とか公社とかっていうことで、時期がまだわからないのかもしれないですけども、おおよその検討とかついているのか。

それから本当にそこだけに任せといて、町として何もつけないってことでいいのかどうか、そこを伺います。

議 長  
町 長  
(再々答弁)

町長。

熊木議員の再々質問にお答えいたします。高規格道路、遊水地はまだ工事中で、邪魔になるところには置けないですよ。皆さんが通る、目立つようなところはまだ工事中なんです。ですから、そんな奥に看板つくっても私はしかたないと。やっぱり通ってもらう人に見ていただけるってところに私は設置するべきだと思っておりますから、そういう部分でいくとまだ完成してないのに、場所の設定というのはなかなか難しいというふうに、ましてや工事に支障が出るようにはできないというのが実情で、私は早くつくってほしいって言っている手前がありますので、うちの看板で邪魔になるようなことにはできませんので、そうするとどんどん奥のほうへいってしまう。それで本当にいいのかどうか。せつかくお金使うんですから、やっぱり皆さんが今、熊木議員が言われたようなことをやるとしたら、やっぱり効果的に一番いいときに私はやるべきではないかなというふうに思っております。

それから、きた住まいるヴィレッジについては、これはいろんな北海道住宅供給公社、うちと三者でやっておりますので、札幌中心にイベント等々でいろんなもの、今熊木議員が持っていたチラシも当然配らせていただいております。私どもが言っていた言葉が、今回来ていただく方がそうやってマスコミの報道の中にコメントとして出していただいて、非常にありがたい、今まで私どもが言ってきたことが素



直にそうやって書いていただいているということでもありますので、実際来た人がそういうことだということでもありますので、また我々はセールスでそういう言葉も使いながら行けるんだなというふうに思っていますので、どうかチラシはいっぱいありますので、熊木議員も持って札幌なり近隣のところへぜひセールスと一緒に、私も行きますので一緒に行っていただければ、ありがたいなというふうに思っております。みんなでこれをやらないと、行政だけでやっただけだめなので、いつも言うように、みんな議会も町民も知り合いがいたら声をかけていただいて、こういう事業があるよということ、だから広報にも載せたりいろいろやるわけで、そういうことをみんなでやる。そういう機運をつくっていただくには、議員も一緒になってやっていただければ非常にありがたいなというふうに思っております。

熊木議員

再々質問終わったんですけども、ちょっと1点だけどうしても質問したいんですけどもよろしいでしょうか。

議長  
熊木議員  
(再々々質問)

発言を許可します。

今最後のほうで町長が言われた議員も一緒に行ってって、だからこそやっぱり私こういう質問してるんです。みんなやっぱりそういう思いで今回の企画を後押ししよう、本当にこう、これが最後っていうかね、人口がやっぱりじわじわと減って行って、先日の中学校の同窓会50周年に行った時も、こんなにもとは人口、子供いたんだなことを改めて思い知らされました。出生率もだんだん下がってきて、こういう中でやっぱり明るい兆しを見出すためにも、今回の住まいるヴィレッジ、南幌を選んでいただいたことで、やっぱりそこに私たちやっぱりすごく、みんな一人一人重きを持って見ていると思います。だから、何も町長だけに任せてセールスしてくださいなんて一言も言っていないですし、みんな思いは一緒です。それが一つです。

もう一つは、看板のところを、誰も工事中のところ、邪魔になるところに建てようなんてことは言いませんよ。少し離れてでもやっぱりそういう、こういうふうなイメージでこうなるのってことが見れるような形のものを、やっぱり早く設置するべきだってことを言っているんです。だからそのところは、何か工夫はあるんじゃないかと思うんですけども、そこは本当にどうなんですか、町長。それを2点お願いします。

議長  
町長  
(再々々答弁)

町長。

看板の関係、道路と遊水地は、あくまでも国の事業でありますので国の許可を得ない限りは何もできないということでもありますので、要請はしているけど許可が出ているわけではありません。ですから僕は早く、1日も早く完成するのを望んでおりますので、そっちを中心に要請活動をさせていただいております。

きた住まいるヴィレッジは、町外から連れてくるのが一番でありますので、ひとつよろしく願いいたします。

熊木議員

3問目に移ります。晩翠工業団地内の堆積物の撤去は、について町長に伺います。本町の入り口である晩翠工業団地内に置かれている堆積物が町の景観を大きく損なうとして、平成28年第2回定例会で質

問しました。その際、空知総合振興局や北海道とも連携し、事業者との話し合いを進めていくと答弁されています。しかし、依然として堆積物は撤去されず、海洋関係の堆積物だけではなく、ソファーなどの堆積物が増加しています。本年6月の議員懇談会において、廃棄物の状況及び撤去に向けての説明があり、事業者との協議で9月には処理が完了する予定であるとのことでしたが、3点伺います。

1、詳しい経過説明及び進捗状況について。

2、この状況をどのように考えているのか。

3、町の景観を大きく損ねる状況をどのように改善しようとしているのか。

議 長  
町 長

町長。

晩翠工業団地内の堆積物の撤去は、の御質問にお答えします。1点目の御質問については、6月末より廃プラスチックの処理が始まり、建物内部と敷地入口付近についての処理は行われましたが、その後は処理が進まず完了予定の9月を過ぎたにもかかわらず、敷地内は現在の状況となっています。その間、町としては現地確認を行うとともに、事業者への状況確認と要請を行っています。また、空知総合振興局においても事業者の呼び出しによる状況確認や現地指導のほか、行政指導にあたる改善指導書の発出を行うべく現在準備を進めていると聞いています。

2点目の御質問については、事業者より9月ごろまでには処理が完了する見込みであると連絡を受けたことから期待をしていましたが、堆積物の処理が進まない現状について非常に残念であると考えます。

3点目の御質問については、以前よりお話をしているとおおり、本町の入り口であることから、景観上好ましい状況ではないと考えています。町としては、産業廃棄物処理の許可権者ではないことから、指導権限が及びませんが、堆積物が速やかに処理されるよう事業者へ強く働きかけるとともに、引き続き空知総合振興局と連携を図りながら状況の改善に取り組んでまいります。

議 長  
熊木議員  
(再質問)

10番 熊木 恵子議員。

再質問いたします。昨年質問してから、堆積物はふえているように思っていました。それで、ことしの6月に全員協議会の中で、先ほども質問の中で言いましたけれども、詳しい説明がありました。すごく大きく進展するんだらうなというふうに、本当に期待をしていました。町長もそうでしょうけども、みんな住民からもやっぱり入り口にあの状態で置かれているってことは、南幌町のダメージに本当につながるんじゃないかっていうことで、町民の方々からやっぱりその苦慮する、そういう声がたくさん上がっていると思います。私も先日、雪が降る前にあの周りをずっと回って見てきました。そしたら前に質問した時には飛散物とかそういうものはないっていうことでしたけれども、やっぱり囲いの外にプラスチックのポリ容器だとか、そういうものが落ちていたりということも見受けられました。やっぱりそのそういう状況になっているってことは、あのまま放置しておくことは本当にできないと思います。今、振興局も6月の説明の中でも、去年から

比べるとやっぱり指導する回数っていうか、来て現地を調査する回数もすごくふやしているっていうことで努力されてることは重々わかります。それでもなおかつ、あの状態がずっと続いているってことでは、このままで本当にいいのかって。いや、いろいろこうやっているにしても、どうにもならないっていうような形で答弁されると、またこのまま雪が降って見えなくなって、また春になったらあの状態ということになっていくの繰り返しでは、いつまで経ってもやっぱりあの状態になると思うんですよね。以前の質問の中でやっぱり環境を考えて、そういう条例とかをつくったり、罰則規定とかそういうことをする必要はあるんじゃないですかって質問した時に、そういうものをつくるつもりはない、道の方でやっている環境条例があるからってことで町長お答えだったんですけれども、やはりもうそこまで町が考えるってことをしていかないとだめなのではないかなと思うんですけれども、そこ1点伺います。

それから、この次の質問で石川議員も同じようにごみのことで、ごみっていうか、質問をされますけれども、やっぱり前回の質問でも申し上げたように、今は全国でもいろんな市町村で問題になっていますよね。不法投棄だとか堆積物、それからごみ屋敷のことだとかいろいろなっていて、私は今回の晩翠工業団地の堆積物はごみって言うてるのではなくて、別ですから。別に考えてお話をしているんですけれども、町の中にそういうところが何カ所かあると、やっぱりこの町は簡単にそういうものを置いていいのかっていうようなことにつながったら、やっぱり大変なことだと思うんですよね。それから、順調にリサイクルが進んでいっている時には、持って来てもまた出ていくってことが繰り返されるかもしれないんですけれども、それが滞った時に、もしその事業者がやめてしまっても、その手続もしないでいなくなって、さあ困ったっていうことで、全国の中では税金を使ってそれを処理することにつながっていくので、そういうことが起きないためにやれることはないかってことで、そこら辺の考えは町長、どういうふうにお考えか伺います。

議 長  
町 長  
(再答弁)

町長。

熊木議員の再質問にお答えします。前回お話ししたとおり、事業者は有価物と言っているものですから、ごみとは違うということであり、また町としてできるのは、住民からの苦情、景観上よろしくない、あるいは飛散でも出てくれば、そういう部分も含めて何回も、もう6月から30回以上接触しながら改善するように、住民の声としてあるから、してくださいとお願いはしています。産廃業者の許可をしているのは北海道、ここで言えば空知総合振興局、そこからも行政指導が入っているのですが、なかなか直らないっていうのが現状です。最終的にどうなるかっていうことになると、あそこの土地は借りている土地なので、地権者のほうに最後はお話ししていかなくちゃならないんだらうなというふうに思ってますが、何とか事業者の中で、道の指導の中で、早く解決していただきたいなというふうに思っているところであり、いろんなごみはあるんですけれども、もう事業者いわく有

価物と言われておりますので、そしたらそういう処理を早くしてくださいということしか、私どもは今のところできないという状況であります。再三再四にわたってやって、前みたいに皆さんにお話ししたのに、せっかくいい話をしたから6月に、9月までに処理していただけるという報告を受けたから、それを信じてきたんですけども、処理が一部しかできなかったということでもあります。その後も何度となく接触しているところでありますけれども、いろんな事業者を探したり、いろいろやっているようではありますが、結果的にはまだ処理されていないということで、空知総合振興局と連携を図りながら、速やかに処理されるように、お願いをしていくということでもあります。

議 長  
熊木議員  
(再々質問)

10番 熊木 恵子議員。

再々質問します。今繰り返し答弁は、町長の答弁は同じだと思えます。それで、あの状態をあのままにしておくことで、町長としては今言われたように、手を尽くしているけども、これ以上やれることはなくてってことで、その答弁で終わらせて本当にいいんでしょうか。今、先ほどの質問にも私、きた住まいるヴィレッジもしましたけれども、やっぱりそういうことも含めると、やっぱりまず町の玄関に入った時のあの状態を見て、幾らいい構想でいろいろ言ってもやっぱりちょっと引くんじゃないかと思うんですよね。だから、やっぱりその町長の決意として、やっぱりいろいろこうできないこといろいろあるかもしれないけれども、やっぱり本当に真剣にこう、真剣にやってるってきつと言いますよね。けどもやっぱり何とかする手立てを見つけれないのかどうか。それからさっき言った条例っていうか何かそういうことを、この場に及んでもやっぱり考えることはないのか、そこを伺います。

議 長  
町 長  
(再々答弁)

町長。

熊木議員の再々質問にお答えいたしますが、尽くせるものは尽くしているつもりであります。あとは議会の皆さんが町費を使って撤去しろと、予算を組んでいただければそれは可能だと思いますが、それをやることによってほかにもたくさんあります。1回そうやっちゃうと私は大変なことになると。だから、自分の集めた有価物であれば、事業者がきちっと処理していただくようお願いするしか、今のところありません。その最終処分するにしたって相当順番を踏まなければ、簡単に議会が予算組んでやりますよって言ったってそう簡単にはいかない問題です。ですので、時間はかかります。だから粘り強く持ってきた方々に、そういう事業者が自分で始末していただくというのが基本でありますから、それに早く速やかにできるように、ずっとお願いしてるのが現状であります。お金をかけてすぐできるかといったら、そういう問題でもなかったんです。順番を踏まなければ、ごみっていう判断ならいいんですけども、有価物って判断ですから。人の財産を町が勝手に処分できるってことにはならないです。ですので、時間はかかりますけれども、誰が見てもあそこの景観上よくないんで、私どもは、それに向かって北海道と連携をしながら、1日も早くお願いをしているところです。これからも、1日も早く処理していただくよう

に、連絡を取り合っていきたいというふうに思っております。

議 長

以上で熊木 恵子議員の一般質問を終わります。

次に9番 石川 康弘議員。

石川議員

私は、町長に1問質問させていただきます。景観を損ねる廃品の堆積について。町内には廃品回収業者が何社かあり、主に資源ごみ回収を行っています。しかし、その収集物が敷地内だけにとどまらず、道路用地にまで及んでいる業者があり、地域住民や関係者から、通行や除雪の妨げ、悪臭の心配などの苦情の声が聴かれます。このような状況のままで既に何年も経過してきていますが、行政として指導や勧告などは行ってきたのでしょうか。道路用地へのはみ出しは道路占用許可が必要であり、無許可ならば法律違反ではないかと思うのですが、町はどのように対処してきたのかを伺います。

また、このようなケースがあちこちでふえていくようでは、本町の景観を損ねることになり、宅地販売で人口増を進めようとする町の事業にも悪影響を及ぼすことが懸念されるだけに、一刻も早い対策を求めます。

議 長  
町 長

町長。

景観を損ねる廃品の堆積について、の御質問にお答えします。行政として指導や勧告などを行ってきたのかについては、道路占用は法律において電柱や電話柱及び水道などの工作物、物件または施設を設け、継続して使用する場合と定められており、御質問の事例のような廃品回収物については、道路占用許可を受けることはできないため、道路に物件を堆積することは道路の構造または交通に支障を及ぼすおそれのある行為として禁止されています。町ではこれまでも南幌駐在所と連携を図り、道路に物件がはみ出していると思われる場合は、交通事故の発生や除雪作業等に支障とならないよう、その都度現地へ行き、早急な移動と合わせて周辺環境に配慮するよう指導をしています。

また、今後においても、このようなケースがふえることがないよう町内の巡視を強化するとともに、引き続き南幌駐在所と連携し、事業者に対し関係法令に基づき指導を行ってまいります。

議 長  
石川議員  
(再質問)

9番 石川 康弘議員。

今御答弁いただきましたけども、そういうふうな形で警察とも連携とりながらやっているということでもありますけども、私が今回指摘するのは、あそこの中樹林のところなんですけども、本当に一向に、指導されてるんでしょうけども、昨年も同僚議員も質問した中で、しているという話でしたけれども一向に変化がないという現実があります。このような形がほかにもまた広がっていくとなれば、景観を損なうという懸念がするだけに、あえて再度、私のほうからも言わせていただく次第なんですけども、ああいう風な形で道路を占用しているということに対して、指導していると言いますけども、これ完全に法律違反であるだけに、もうちょっと強い姿勢で向こうに当たることが必要ではないかと。逆に、町はなめられてるんじゃないかなというふうな感じもするわけです。よその町やらなんかでも大都市のほうで見ましても、通行、歩道にしてもそうでしょうし、道路についてもいろんなご

みだとか、回収物やら何かで占拠しているところがあります。また看板の占拠だとかいろんなことで道路占用許可違反というふうな形のものがあり、そのことに対して行政指導などもさまざまされているという事は、マスコミやいろいろな書物などでも伝えられていますけども、うちの場合にはまだそういうふうな面では軽微かもしれませんが、そういったものが一つ放置されれば、やはりほかにも南幌町はそんなことは大したうるさく言わないんだみたいな感じで思われがちで、要は無視して、無視得というかそういうような形に思われるんじゃないかなというふうな感じがするわけです。ですから、やはり指導しても対処してもらえないのであれば、法的措置ということに進むことも考えるべきじゃないか。道路法では許可なく道路を占用した場合には、1年以上の懲役もしくは50万以下の罰金というふうな形も言われています。そこまではいかなかったとしても、それでも何らかの形で行政代執行というふうなことも考えることが必要ではないか。生ぬるい行政指導では、やはり前に進まないのではないかと思うんですけども、それについてどのように考えているのか、まず一つ伺いたします。

また、廃品から漏れ出た液体とか、また鉛やプラスチックなど、長年ずっと放置したことによって風化し、それが溶け出て土壌汚染につながるということが一つあります。あその場所が果たしてどうかわかりませんが、いずれにしても住民として懸念することはそういったことで、地下水の汚染だとか河川に流れ出てるのではないかという懸念もあるわけです。そういった意味で、そういった調査もする必要はあるのではないかというふうに思うんですけども、どのような対処をされるおつもりか、伺いたします。

一般的に大都市の郊外には、ごみ処理場だとか廃品置き場などを置かれている、そういった町の構造と言ったら失礼かもしれませんが、そういう構成があちこちで見られまして、本町も大都市札幌の郊外にあるということで、そういった面からもそういった業者がこの町に多く入ってるのかなというふうに思うんですけども、あくまでうちの町だってベッドタウンとしてしっかり輝ける町として進めているわけですから、そういう管理をしっかりしてもらおう業者でなければ、やはり認めることもできないと思いますし、行政としてやはり厳しい目で見るといいんじゃないかと思うんです。そういった業者と共存できるような形にするためにも、市民の視点に立った中で景観やら環境に配慮するような行政運営をしてほしいということは、私だけでなく住民からもそういうふうなことで強く言われてきております。さらに、こういった廃品によるものだけではないんですけども、町の景観として、やはりもっともっと重要視すべきじゃないかというふうに思います。先ほどの同僚議員からもそういったことで、町が目抜き通りでそういうふうな形で、景観を損ねているというふうなお話もございました。私が以前質問した時には、道路は、特に国道・道道は歩道が草だらけになっているということで、景観を損ねているという話もしました。また以前は、また同じく同僚議員が街路樹に対して、やはりもうちょ

っときれいに整備するような形で条例を制定すべきじゃないかというふうな感じもしておりました。いずれにしても、このように人を呼び込む、今こうやってきた住まいるヴィレッジですか、もっともって住宅を売るため、また人口をふやすためにということで、町も力を入れてるんですから、それとあわせて景観ということに十分力を入れた、意識した中で、力を入れた中で条例の制定ということをやはり考えるべきではないかと。その条例を制定することによって職員に負担がふえるというものじゃなくて、町民も取り込んで、その中でみんなと一緒にきれいなまちづくりをしていこうという、そういった意味合いの条例というものをしっかり制定していけば、もっともって足並みの揃った景観向上につながるようなまちづくりができるのではないかというふうに思うんですけども、それについて、主に3点かと思えますけども、お伺いいたします。

議 長  
町 長  
(再答弁)

町長。

石川議員の再質問にお答えをいたします。特に8線道路の今言われている業者については、重々法律を知っております。警察と行くと次の日ちゃんと整備されております。ですので、町が行くとなかなか整理しないんですが、警察と行くと重々知っているものですから、なかなか直らない。だから、私も通った次の日に行くとほぼ、少しはかかってるけども、道路用地にちょっとかかっていますけども、ほとんど中へ入っています。そして1週間ぐらいに行くと今度また道路のほうに出てきてるといふことなものですから、これは警察のほうの係にお願いをして、うちの駐在所一生懸命回ってくれてやっていただいているんですが、行った時はある程度わかってすぐ処理がされるんですが、わかってやっているんですから、非常に難しい。

それから、先ほど言ったように業者は有価物、だから立入禁止ですから、我々もなかなか入れない。ただ、巡回に行って排水やなんかを見て変になってないかという確認はしてますけれども、見た目ではまだあらわれるようなことにはなっていないということでありますから、一番困るタイプでありまして、言った時はある程度わかりましたと。わかりましたって言った以上、それ以上どうしようもないので。ただ、直ってないからまた行くと結局そういうことで、警察の方々と一緒に行くと、ちゃんと次の日は直ってるという現況なものですから、粘り強くこれもやらなければなりません。

それから景観条例、前にもお話はありましたけれども、うちは基幹産業は農業であります。そちらと両方連動していかなければなりませんので、市街地だけ景観条例をつくるとか、そういう問題にはならないということでありますので、今の法律の中でも十分守っていただければ、そういうことはあり得ないんです。だから、我々は関知するところでは、粘り強く言うしかない。やっぱり石川議員だって自分の財産に入って来られたら困るわけでしょう。それと同じなんです。だからその辺の解釈が非常に難しいところで、我々はごみじゃないかと言っても、向こうはちゃんと財産っていう、有価物という判断がありますから、これを処理するというのはなかなか難しいですけども、やは

り今多くの議員から言われてるように、少しでも通り道、南幌に入るところがきれいな状況で、私どももしていきたいから、時間はかかっていますけれども、やれる範囲精いっぱい今やっているというのが現状で、決して手をこまねているわけじゃなくて、常にやりながら行っていると。住民からの声も届いてますから、それを持っていくんですけれども、なかなか理解いただけないというのが現実でありますので、それでもやめるわけにいかないんで、やめないで今後も続けていきたいというふうに思っております。

議 長  
石川議員  
(再々質問)

9番 石川 康弘議員。

今お話を聞きました。警察が行ったら言うこと聞くけども、そうじゃない場合また元に戻るというふうな話でした。よそのいろんな町の事例見てもまさに同じパターン、俗にいうイタチごっこという世界だと思えますね。それだからと言って放置するわけにはいかないと思うんです。やはりそれなりにほかの町民にもいろんな人たちにもちゃんと示しがつくような形の対処としてすべきじゃないかと思うだけに、さっきも聞きましたけども、法的な措置に進むだとかそんな考えはあるのかどうか。そのあたりをまずお伺いいたしたいと思えます。

とにかく景観というのはやはり大事なことです。農業の問題も今町長絡めて言われましたけども、お金もかかることも当然起きることもあることは当然でしょうけども、でもやはりきれいなまちっていうのはそれなりにやっぱり人を呼び込んだり、また住みたいと思われるような、そういう町があります。例えば、上川管内の東川町もそうでしょうし、美瑛町にしてみれば景観条例を制定しているという話も聞いています。やはりそういった通行する人が多い中では、この町がきれいだ、汚いという印象がやはりその町に住みたい・住みたくないということの大きな境目にもなると思うだけに、そういった面では、いろんな問題もあるかもしれませんが、それをクリアした中で、クリアするような努力をした中で景観条例っていうのはやはり考える必要があるんじゃないかと思えます。内情はいろいろありましよう。その廃品回収業者においては、その山に対してそれなりのやっぱり対処も必要かもしれませんが、そういったものも含めた中で景観の向上、道路にはみ出すっていうのはまさにその景観を損ねる行為でもあると私も思いますので、そういった面で再度お伺いいたします。そういった条例を制定することに検討はしていただけないのか、それについて2点お伺いいたします。

議 長  
町 長  
(再々答弁)

町長。

石川議員の再々質問にお答えしますが、自分の敷地内でため込んでる部分については法の罰則はありません。うちは今言ったような、道路にはみ出してるから道路占用で、そうすると罰金刑まであるよっていう話をさせていただいていますけども、それをだめだっていう法律はありません。やっぱり先ほど言ったように、人の財産にだめよっていう話にはなりませんので、そこは間違いないように。間違ってしまうと逆に訴訟を起こされますから。その辺を気をつけていただきたい。ただ、景観上よくないんで塀にするとか、ネットで覆うとか、見えな



いような形をしていただきたいという願いはしているところでありますので、私は条例で縛る予定はありません。縛ってもなかなか思うようにいかないというのは現実でありますので。そんなことをやるよりは、やはりそうやってやはり町民の御意見、そんな声を伝えながら事業者にわかっていただくように努力していくしかないのかなというふうに思っております。

議 長

以上で石川 康弘議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終結いたします。

場内時計で、2時25分まで休憩をいたします。

(午後 2時12分)

(午後 2時25分)

議 長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

日程5 議案第53号から日程6 議案第54号までの2議案につきまして、関連がございますので一括提案いたします。

●日程5 議案第53号 平成29年度南幌町一般会計補正予算  
(第5号)

●日程6 議案第54号 平成29年度南幌町介護保険特別会計補正予算(第2号)

以上、2議案を一括して議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第53号並びに議案第54号の2議案につきまして、提案理由を申し上げます。初めに、議案第53号 平成29年度南幌町一般会計補正予算(第5号)につきましては、歳出ではマイナンバーカード関連システム改修委託料の追加、障がい者自立支援給付事業、障がい児支援給付事業及び各医療費助成事業に係る扶助費の追加、保育施設等給付費の追加、歳入では歳出補正予算の各事業に係る国庫支出金並びに道支出金の追加、南幌工業団地用地売払収入の追加が主な理由です。その結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,848万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億4,756万7,000円とするものです。

次に、議案第54号 平成29年度南幌町介護保険特別会計補正予算(第2号)につきましては、歳出では介護保険システム改修費の追加、歳入では介護保険システム改修に伴う国庫支出金及び一般会計繰入金金の追加が主な理由です。その結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ115万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億8,896万6,000円とするものです。

議案第53号につきましては副町長が、議案第54号につきましては住民課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長

内容の説明を求めます。副町長。

副 町 長

それでは、議案第53号 平成29年度南幌町一般会計補正予算(第5号)の説明を行います。初めに歳出から説明いたします。11ページをごらんください。

2款総務費1項1目一般管理費、補正額336万8,000円の追加です。説明欄で電算機器管理運営経費、社会保障・税番号制度システム整備として、マイナンバーカードの利便性の向上とサービス利用範囲の拡大を目的に整備するもので、歳入で説明しますが全額が補助金並びに交付税措置されるものです。

4目企画振興費補正額50万円の追加です。みどり野団地等販売管理事業で、みどり野きた住まいのヴィレッジ事業として当初5団体を予定しておりましたが、1団体追加されたことによるものです。

7目交通安全対策費、補正額27万4,000円の追加です。交通安全対策推進事業で、高齢者運転免許証自主返納支援負担金として、当初10名を見込んでいましたが、返納者が27名となったことから追加するものです。

3款民生費1項2目障がい者福祉費、補正額2,773万円の追加です。障がい者福祉経費で、委託料は障がい者総合支援法等の改正に伴うシステム改修経費の追加、扶助費はそれぞれ実績並びに今後の見込みを含め追加するものです。次ページにまいります。

3目老人福祉費、補正額69万2,000円の追加です。介護保険特別会計繰出金で、後ほど特別会計で説明いたします。

7目後期高齢者医療費、補正額289万8,000円の追加です。後期高齢者医療事業で、平成28年度分の療養給付費の確定によるものです。

2項1目児童福祉総務費、補正額926万円の追加です。児童生徒等医療費助成事業で280万円の追加、児童福祉総務経費で646万円の追加です。それぞれ実績並びに今後の見込みを含め追加するものです。

3目保育所費、補正額1,138万円の追加です。保育所運営補助事業で公定価格処遇改善加算率などの変更に伴い追加するものです。次ページにまいります。

4款衛生費1項2目予防費、補正額はありません。財源内訳を変更するものです。

5款農林水産業費1項1目農業委員会費、補正額27万円の追加です。事務局経費で晩翠地区の換地終了に伴い、農地台帳システムの換地データを更新するものです。

7款土木費4項1目住宅管理費、補正額80万円の追加です。公営住宅管理経費で修繕料を追加するものです。

9款教育費2項2目教育振興費、補正額131万4,000円の追加です。教育コンピューター施設整備事業で、Windows Vistaのサポート終了に伴い、教師用パソコン13台を更新するものです。次ページにまいります。

10款公債費1項1目元金、補正額はありません。財源内訳を変更するものです。

次に歳入の説明を行います。8ページをごらんください。

12款分担金及び負担金2項1目民生費負担金、補正額293万4,000円の減額です。保育料として、北海道独自による多子世帯の軽

減並びに所得区分の変更に伴い減額するものです。なお、北海道独自の軽減は、年収640万円未満の世帯で、保育所を利用する第2子以降の3歳未満児の保育料を無償化するもので、道と町で2分の1ずつ費用負担を行うものです。なお、対象者は17名となっています。

14款国庫支出金1項1目民生費国庫負担金、補正額2,129万円の追加です。2節自立支援医療給付費国庫負担金から、8節児童福祉費国庫負担金までは、歳出で説明いたしました給付費に対し、それぞれ2分の1が負担されるものです。

2項1目総務費国庫補助金、補正額279万7,000円の追加です。社会保障・税番号制度システム改修に伴う補助金です。次ページにまいります。

2目民生費国庫補助金、補正額85万円の追加です。障がい者総合支援事業費補助金として、システム改修などに伴う補助金です。

15款道支出金1項1目民生費道負担金、補正額1,064万4,000円の追加です。3節自立支援医療給付費道負担金から、10節児童福祉費道負担金までは、国庫支出金と同様に給付費に対し、それぞれ4分の1が負担されるものです。

2項2目民生費道補助金、補正額76万5,000円の追加です。乳幼児等医療費助成事業補助金として、扶助費の2分の1が補助されるものです。次ページにまいります。

16款財産収入2項1目不動産売払収入、補正額1,915万円の追加です。土地建物売払収入として、南幌工業団地内の土地を有限会社ハイダリー貿易に売却したものです。

17款寄附金1項1目一般寄附金、補正額110万円の追加です。一般寄附金として、澤田 照様より10万円、袴田 利雄様より100万円の寄附をいただいたものです。

18款繰入金1項1目財政調整基金繰入金、補正額482万4,000円の追加です。財源調整を行うものです。

以上、歳入歳出それぞれ5,848万6,000円を追加し、補正後の総額を56億4,756万7,000円とするものです。以上で、議案第53号の説明を終わります。

議 長  
住民課長

住民課長。

続きます。議案第54号 平成29年度南幌町介護保険特別会計補正予算(第2号)の説明をいたします。初めに歳出の説明をいたします。8ページをごらんください。

1款総務費1項1目一般管理費、補正額115万2,000円の追加でございます。13節委託料で介護保険業務システム改修115万2,000円の追加。介護保険法の改正に伴う、平成30年4月施行分に係る介護保険システムの改修項目が追加されたため、改修費用の追加を行うものであります。

次に、2款保険給付費1項1目居宅介護サービス給付費、補正額200万円の減額でございます。19節居宅介護サービス給付費負担金で200万円の減額。給付件数の減少により減額するものでございます。

2款保険給付費2項1目介護予防サービス給付費、補正額200万円の追加でございます。19節介護予防サービス給付費負担金200万円の追加。給付件数の増加に伴い追加するものでございます。

続きまして、歳入の説明をいたします。7ページをごらんください。

2款国庫支出金2項4目事業費補助金、補正額46万円の追加でございます。1節事業費補助金、介護保険システム改修に係る国の補助金を追加するものでございます。

次に、6款繰入金1項5目その他一般会計繰入金、補正額69万2,000円の追加でございます。1節事務費繰入金、介護保険システム改修に係る国の補助分を除いた町負担分を追加するものでございます。

以上、歳入歳出それぞれ115万2,000円を追加し、補正後の総額を7億8,896万6,000円とするものでございます。以上で説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑に当たりましては議案ごとに行います。

初めに、議案第53号 平成29年度南幌町一般会計補正予算（第5号）の質疑を行います。

（なしの声）

御質疑がありませんので、議案第53号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第54号 平成29年度南幌町介護保険特別会計補正予算（第2号）の質疑を行います。

（なしの声）

御質疑がありませんので、議案第54号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本2議案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

（なしの声）

それでは採決いたします。採決に当たりましては議案ごとに行います。

議案第53号 平成29年度南幌町一般会計補正予算（第5号）は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（なしの声）

御異議なしと認めます。よって本案は原案通り可決することに決定いたしました。

議案第54号 平成29年度南幌町介護保険特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（なしの声）

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

●日程7 議案第55号 平成29年度南幌町病院事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第55号 平成29年度南幌町病院事業会計補正予算(第1号)につきましては、職員採用等に伴う給与費及び患者外の給食材料費の追加によるものです。その結果、収益的収入では既定予算に23万4,000円を追加し、5億8,269万1,000円とし、収益的支出では既定予算に651万1,000円を追加し、5億9,046万1,000円とするものです。詳細につきましては、病院事務長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長  
病院事務長

内容の説明を求めます。病院事務長。

議案第55号 平成29年度南幌町病院事業会計補正予算(第1号)について、御説明申し上げます。3ページをお開き願います。初めに、収益的収入及び支出の収入について御説明申し上げます。

1款病院事業収益2項医業外収益2目患者外給食収益、補正額23万4,000円の追加でございます。給食を利用する一般職員の増加を見込み、追加するものでございます。

次に、支出について御説明申し上げます。

1款病院事業費用1項医業費用1目給与費、616万8,000円の追加でございます。薬剤師の退職に伴う新規職員の採用並びに人事異動による事務職員の増加配置に伴い追加するものであります。薬剤師は1月採用で1節給料のみの追加、事務職員は1節給料と2節職員手当等の追加でございます。

次に、2項医業外費用2目患者外給食材料費、34万3,000円の追加でございます。非常勤医師等並びに一般職員の給食利用数の増加を見込み、材料費を追加するものです。1ページにお戻りください。

第2条、第3条に定めた収益的収入及び支出につきまして、病院事業収益は23万4,000円を追加し、総額を5億8,269万1,000円に、病院事業費用は651万1,000円を追加し、5億9,046万1,000円に改めるものでございます。この結果、病院事業収益が病院事業費用に対し、不足する額は777万円となります。

次に第3条、議会の議決を経なければ流用することができない経費の給与費を616万8,000円追加し、3億3,402万5,000円に改めるものでございます。以上で、議案第55号の説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑ありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第55号 平成29年度南幌町病院事業会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに

決定いたしました。

以上で、本日予定しておりました全ての議案審議が終了いたしました。

明日13日午前9時半まで延会といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって明日13日午前9時30分まで延会といたします。

御苦労さまでした。

(午後 2時40分)



- 議長 おはようございます。  
昨日より延会となっております平成29年第4回南幌町議会定例会をただいまより再開いたします。  
本日の出席議員数は11名でございます。直ちに本日の会議を開きます。
- 日程8 議案第56号 南幌町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。
- 町長 理事者より提案理由の説明を求めます。町長。  
ただいま上程をいただきました議案第56号 南幌町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定につきましては、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、本案を提案するものです。詳細につきましては、総務課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。
- 議長 内容の説明を求めます。総務課長。  
総務課長 それでは、議案第56号 南幌町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について、御説明いたします。  
初めに、今回の経緯について申し上げます。平成27年10月より番号法が施行され、平成28年1月に税・年金等の法定事務において個人番号の運用が開始され、本年7月からは国・地方公共団体等の間で法定事務における個人番号の情報連携が行われています。そのため、これまでに本町における番号法に基づく個人番号の利用に関する条例の制定や個人情報保護条例の改正など、必要な整備を行ってきました。また、明年4月より法定事務に加え、本町において個人番号を利用する独自事務の情報連携の運用を行うため、前回の3定議会で関係条例の改正を行ったところです。今回は、個人情報の判断を客観的に行うことを目的に、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が改正されたことから、所要の改正を行うものです。  
それでは、別途配布しています議案第56号資料新旧対照表をごらんください。左側が改正後、右側が改正前、アンダーラインの箇所が改正部分です。  
個人情報の定義について、改正前の第2条第1号中、「特定の個人が識別され、又は識別され得る」を、改正後第1号アでは「氏名、生年月日、その他の記述等としては、文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作、その他の方法を用いて表された一切の事項により特定の個人を識別することができるもの」とされています。具体的には、個人を識別できるものとして、各種文書やICレコーダによる録音、防犯カメラで録画された画像などを示しています。  
第2号は、個人識別符号として、新たに個人情報の定義に加えられたものです。アの、特定の個人の身体の一部の特徴とは、電算機器に登録するための指紋や顔認識データなどの個人を識別できる符号を意



味しています。イについては、クレジットカード番号や旅券番号、運転免許証番号のように個人に割り当てられている符号を意味しています。

第3号は、要配慮個人情報について、人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないように、その取り扱いに特に配慮が必要な個人情報として、新たに定義されたものです。なお、第8条第5項では、配慮個人情報は、法令等に基づく場合、又は実施機関が特別に認めない限り、情報を収集することができないことを規定しています。

附則として、この条例は公布の日から施行する。以上で、議案第56号の説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第56号 南幌町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案通り可決することに決定いたしました。

●日程9 議案第57号 南幌町三重レークハウスの指定管理者の指定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました議案第57号 南幌町三重レークハウスの指定管理者の指定につきましては、指定期間の満了に伴い、新たに指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案を提案するものです。詳細につきましては、生涯学習課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 生涯学習課長 内容の説明を求めます。生涯学習課長。

それでは、議案第57号 南幌町三重レークハウスの指定管理者の指定について御説明をいたします。1 指定管理を行う公の施設の名称、三重レークハウス。2 指定管理者となる団体の名称、南幌町南13線西5番地、三重湖公園管理組合。3 指定の期間、平成30年4月1日から平成35年3月31日まで。内容といたしましては、指定管理期間の満了に伴い、新たに指定管理者を指定するに当たり、地域住民や利用者の意見などを反映しながら、適切かつ効率的な管理運営を行ってきたことから、引き続き三重湖公園管理組合を指定するものでございます。以上で議案第57号の説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑ありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第57号 南幌町三重レークハウスの指定管理者の指定については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

●日程10 議案第58号 三重湖公園の指定管理者の指定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第58号 三重湖公園の指定管理者の指定につきましては、指定期間の満了に伴い、新たに指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案を提案するものです。詳細につきましては、都市整備課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長

都市整備課長

内容の説明を求めます。都市整備課長。

三重湖公園の指定管理者の指定について御説明いたします。1 指定管理を行う公の施設の名称、三重湖公園。2 指定管理者となる団体の名称、空知郡南幌町南13線西5番地、三重湖公園管理組合。3 指定の期間、平成30年4月1日から平成35年3月31日まで。内容につきましては、指定期間の満了に伴い、新たに指定管理者を指定するに当たり、公園利用者が安心して快適に利用できるよう適切な管理運営を行ってきたことから、引き続き三重湖公園管理組合を指定するものでございます。以上で、議案第58号の説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑ありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第58号 三重湖公園の指定管理者の指定については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

●日程11 発議第16号 総務常任委員会、産業経済常任委員会、議会運営委員会所管事務調査についてを議題といたします。

3委員会の所管事務調査につきましては、定例会ごとの承認案件でございます。提案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決定いたしました。

追加日程1 発議第17号から追加日程7 発議第64号の7議案を日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって追加日程1 発議第17号から追加日程7 議案第64号までの7議案を追加いたします。

●追加日程1 発議第17号 平成29年度以降の産地交付金の満額交付などを求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。9番 石川 康弘議員。

(朗読により説明する。)

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑ありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

発議第17号 平成29年度以降の産地交付金の満額交付などを求める意見書の提出については、提案のとおり採択することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり採択することに決定いたしました。

追加日程2 議案第59号から追加日程3 議案第60号までの2議案につきまして、関連がございますので一括提案いたします。

●追加日程2 議案第59号 南幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について

●追加日程3 議案第60号 常勤特別職の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について

以上2議案を一括して議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

ただいま上程をいただきました議案第59号並びに議案第60号の2議案につきましては、いずれも平成29年人事院勧告に鑑み、議会議員、常勤特別職について、期末手当の支給率を変更する措置を講ずるため、本案を提案するものです。詳細につきましては、総務課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

内容の説明を求めます。総務課長。

それでは、議案第59号並びに議案第60号の2議案について、御説明いたします。今回の改正は、平成29年人事院勧告により、国家

石川議員  
議長

町長

議長  
総務課長

公務員に対する改正給与法が過日成立したことを受け、本町におきましても職員の給与改定を行うことなどを鑑みて、議会議員並びに常勤特別職の期末手当に係る支給率の引き上げを行うものです。なお、2議案につきましては、改正内容が同一であるため、議案第59号の説明をもって、議案第60号の説明に充てさせていただきます。

それでは、別途配布しています議案59号資料新旧対照表をごらんください。左側が改正後、右側が改正前、アンダーラインの箇所が改正部分です。

期末手当、第5条第2項中、改正前6月支給分「100分の207.5」を改正後は「100分の212.5」に、改正前12月支給分「100分の222.5」を改正後は「100分の227.5」に、それぞれ改めるものです。これにより、6月支給分と12月支給分を合わせた年間支給率が4.4カ月となり、昨年度と比較して0.1カ月分が引き上げられるものです。

改正後の附則・期末手当の特例、第19項は平成29年12月支給分の期末手当に、遡及すべき6月支給分の新・旧支給率の差である0.05カ月分を加算して支給する特例です。

附則として、施行期日、第1項、この条例は、公布の日から施行し平成29年12月1日から適用する。

期末手当の内払、第2項は、改正前の条例に基づき既に支給した期末手当を内払いとみなし、また、改正後の条例に基づき支給する期末手当は差額払い扱いとすることの規定です。以上で、議案第59号並びに議案第60号の説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑に当たりましては議案ごとに行います。

初めに議案第59号 南幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

3番 原田 弘克議員。

原田議員 我々議会議員と特別職、期末手当の引き上げということで、後ほど上程されます職員の給与条例の改正にも関連しますので、まず確認事項をさせていただきたいと思います。1点目、昨年から職員の人事評価に伴って成績率の導入、これについて加算と抛出の区分しかありません。まずこの区分、昨年から変わった点があるかどうか、まず1点お伺いしたい。

2点目は、この人事評価制度が期末手当の成績率導入、評価対象になっていない新採用職員も抛出の対象となって減額されて支給されている。これが事実かどうか。2点お答えいただきたいと思います。

議長 総務課長。

総務課長 ただいまの御質問にお答えいたします。人事評価に伴います加算・抛出の区分ですけれども、これにつきましては、昨年度と変更はございません。

2点目の評価対象の件でございますけれども、新人職員につきましては、人事評価制度自体は実施をしています。というのは、評価については人材育成が目的なことですから、実施はしてございます。

処遇の反映につきましては、1年目につきましては本年度は実施をしないということにしております。そういうことで運用しておりますので、御理解いただければと思います。

議 長  
原田議員  
(再質問)

3番 原田 弘克議員。

昨年度から変わってないということでありまして、新人職員については、それでは現行の条例どおりの支給をしたということで御理解してよろしいですか。

議 長  
総務課長  
(再答弁)

総務課長。

ちょっと説明が不足していたかと思っておりますけれども、新人職員につきましては、昨年度人事評価導入当初につきましては、処遇の反映はしてございました。2年目、本年度につきましては、評価の対象はして処遇の反映は行わないというような運用でもって、実施してございます。

議 長  
原田議員  
(再々質問)

3番 原田 弘克議員。

ということは成績率は、抛出の対象になってるということですか。初年度は、確かに新人は評価されてませんけれども、2年目から当然人事評価されるわけですから、成績率を当然負担させていると。抛出加算の対象としてるということで、来年度採用する職員、新人職員も同じように、それでは1年目は評価してないから条例どおり出すのか。それとも、評価上の期末手当の評価に対象として加えるのか、それをもう一度確認のため、もう1点。

議 長  
総務課長  
(再々答弁)

総務課長。

新人職員につきましては抛出の対象としてございません。

議 長

ほかにありませんか。

(なしの声)

御質疑ありませんので、議案第59号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第60号 常勤特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

(なしの声)

御質疑ありませんので、議案第60号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本2議案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

それでは採決いたします。採決に当たりましては議案ごとに行います。

議案第59号 南幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第60号 常勤特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改

正する条例制定については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案通り可決することに決定をいたしました。

●追加日程4 議案第61号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第61号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、平成29年人事院勧告による国家公務員の給与改定を鑑み、本条例を改正すべく提案するものです。詳細につきましては、総務課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長  
総務課長

内容の説明を求めます。総務課長。

それでは、議案第61号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、御説明いたします。初めに、改正の概要について申し上げます。人事院勧告により、国家公務員に対する改正給与法が成立したことを受け、職員の給与の引き上げを行うもので、第1条は平成29年4月1日に遡及する適用分、第2条は平成30年4月1日からの適用分で、2つの条立てにより改正するものです。内容としては、昨年度に引き続き民間給与との格差を埋めるため、若年層に重点を置き、給料表を平均0.2%、勤勉手当を0.1カ月分引き上げるものです。なお、これにより一般職員の期末・勤勉手当を合わせた年間支給率は、4.3カ月から4.4カ月に引き上げられます。

それでは、別途配布しております議案第61号資料(第1条関係)の新旧対照表をごらんください。この表は、平成29年4月1日遡及適用分です。左側が改正後、右側が改正前、アンダーラインの箇所が改正部分です。

勤勉手当、第16条の4第2項第1号中、一般職の勤勉手当、改正前「100分の85」を、改正後6月支給分は「100分の85」、12月支給分は「100分の95」に改めるもので、結果、年間支給率を0.1カ月分引き上げるものです。

第2号は、再任用職員の勤勉手当「100分の40」を、6月支給分は「100分の40」、12月支給分は「100分の45」に改めるもので、結果、年間支給率を0.05カ月分引き上げるものです。附則第40号につきましては、55歳を超える6級職員を対象にした給与特例で、勤勉手当減額対象額「100分の1.275」を、6月支給分は「100分の1.275」、12月支給分は「100分の1.425」に改めるもので、これは勤勉手当を1.5%減ずる特例措置です。なお、この特例措置の期間は平成27年度からの3年間とされており、平成30年3月31日をもって終了となります。

3ページ、別表第1は行政職給料表(一)です。大卒者の初任給は、4ページの1級25号級で、改正前は178,200円、改正後は179,200円で1,000円引き上げられます。同じく若年層の3

0歳以下の職員も1,000円、その他の職員は400円程度引き上げられるものです。

次に9ページ、別表第4は医療職給料表(二)で、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師などに適用、14ページ下段、別表第5は医療職給料表(三)で、保健師、看護師、准看護師などに適用する新旧対照表です。

続きまして、議案第61号資料(第2条関係)の新旧対照表をごらんください。この表は、平成30年4月1日からの適用分です。

期末手当、第16条第1項及び次ページ第4項中の「附則第37項第2号」の削除は、55歳を超える6級職員に対する期末手当に係る減額特例措置終了に伴う条文の整理です。

次に勤勉手当、2ページから3ページにかけて、第16条の4第1項中の附則第37項第3号の削除は、55歳を超える6級職員に対する勤勉手当に係る減額特例措置終了に伴う条文の整理です。次に同項第1号、4ページ上段になりますが、改正前6月支給分の勤勉手当「100分の85」、12月支給分「100分の95」を、改正後は一律「100分の90」に改めるもので、年間支給率に変更はございません。

第2号、再任用職員の勤勉手当、6月支給分「100分の40」、12月支給分「100分の45」を、一律「100分の42.5」に改めるもので、年間支給率に変更はございません。

附則として、施行期日等、第1項、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

第2項、第1条の規定(職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。))は、平成29年4月1日から適用する。

給与の内払、第3項は、改正前の給与条例に基づき既に支払った給与を内払いとみなし、改正後の給与条例に基づき支払う給与は差額払い扱いとする規定です。

規則への委任、第4項、前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。以上で、議案第61号の説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第61号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

追加日程5 議案第62号から追加日程6 議案63号までの2議案につきまして、関連がございますので一括提案をいたします。

- 追加日程5 議案第62号 平成29年度南幌町一般会計補正予算(第6号)
- 追加日程6 議案第63号 平成29年度下水道事業会計補正特別会計補正予算(第1号)

以上2議案を一括して、議案といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長

ただいま上程をいただきました議案第62号並びに議案第63号の2議案につきまして、提案理由を申し上げます。初めに、平成29年度南幌町一般会計補正予算(第6号)につきましては、歳出では人事院勧告に伴う給与改定による追加、下水道事業特別会計繰出金の追加、歳入では財政調整基金繰入金の追加が理由です。その結果、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ582万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億5,339万2,000円とするものです。

次に、議案第63号 平成29年度南幌町下水道事業特別会計補正予算(第1号)につきましては、歳出では人事院勧告に伴う給与改定による追加、歳入では一般会計繰入金の追加が理由です。その結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9万9,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ2億1,372万6,000円とするものです。議案第62号につきましては副町長が、議案第63号につきましては都市整備課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長  
副町長

内容の説明を求めます。副町長。

それでは、議案第62号 平成29年度南幌町一般会計補正予算(第6号)の説明を行います。なお、今回の補正は、先ほど議決をいただきました給与改定に伴う追加分の補正となります。

初めに歳出の説明を行います。9ページをごらんください。

1款議会費1項1目議会費、補正額26万9,000円の追加です。説明欄の議会運営経費で、議員期末手当を追加するものです。

2款総務費1項9目職員給与費、補正額545万7,000円の追加です。職員給与費で、それぞれ必要経費を追加するものです。次ページにまいります。

7款土木費3項3目公共下水道費、補正額9万9,000円の追加です。下水道事業特別会計繰出金を追加するもので、後ほど特別会計で説明いたします。

次に歳入の説明を行います。8ページをごらんください。

18款繰入金1項1目財政調整基金繰入金、補正額582万5,000円の追加です。1節財政調整基金繰入金で財源調整をするものです。

以上、歳入歳出それぞれ582万5,000円を追加し、補正後の総額を56億5,339万2,000円とするものです。以上で、議案第62号の説明を終わります。

議長  
都市整備課長

都市整備課長。

それでは、議案第63号 平成29年度南幌町下水道事業特別会計



補正予算（第1号）の説明を行います。初めに歳出から説明いたします。8ページをごらんください。

1款下水道事業費1項2目管理費、補正額9万9,000円の追加です。いずれも人事院勧告に基づく給与改定に伴い、該当する職員給与費に係る、必要経費を追加するものです。

3目建設費、補正額はございません。財源内訳を変更するものでございます。

次に歳入の説明をいたします。7ページをごらんください。

3款繰入金1項1目一般会計繰入金、補正額9万9,000円の追加でございます。歳出で職員給与費の追加により、財源に一般財源の使用料を充当し、建設費の財源内訳の変更を行ったことにより、不足する分を一般会計からの繰入金を追加するものでございます。

以上、歳入歳出それぞれ9万9,000円を追加し、補正後の総額を2億1,372万6,000円とするものでございます。以上で説明を終わります。

議長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑に当たりましては議案ごとに行います。

初めに議案第62号 平成29年度南幌町一般会計補正予算（第6号）の質疑を行います。

（なしの声）

御質疑ありませんので、議案第62号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第63号 平成29年度下水道事業特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。

（なしの声）

御質疑がありませんので、議案第63号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本2議案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

（なしの声）

それでは採決いたします。採決に当たりましては議案ごとに行います。

議案第62号 平成29年度南幌町一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（なしの声）

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第63号 平成29年度下水道事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（なしの声）

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

●追加日程7 議案第64号 平成29年度南幌町病院事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長

ただいま上程をいただきました議案第64号 平成29年度南幌町病院事業会計補正予算(第2号)につきましては、歳出では、人事院勧告に伴う給与改定による追加が理由です。その結果、収益的支出では既定予算に150万9,000円を追加し、5億9,197万円とするものです。詳細につきましては、病院事務長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長  
病院事務長

内容の説明を求めます。病院事務長。

議案第64号 平成29年度南幌町病院事業会計補正予算(第2号)について、御説明申し上げます。3ページをお開き願います。初めに、収益的収入及び支出の支出について御説明申し上げます。

1款病院事業費用1項医業費用1目給与費、150万9,000円の追加でございます。給与の改正に伴い追加するものであります。1節給料から6節退職給付費までの追加でございます。1ページにお戻りください。

第2条、第3条に定めた収益的支出につきまして、病院事業費用に150万9,000円を追加し、5億9,197万円に改めるものがございます。この結果、病院事業収益が病院事業費用に対し、不足する額は927万9,000円となります。

次に、第3条、議会の議決を経なければ流用することができない経費の給与費を150万9,000円追加し、3億3,553万4,000円に改めるものがございます。以上で議案第64号の説明を終わります。

議長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑ありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し直ちに採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第64号 平成29年度南幌町病院事業会計補正予算(第2号)は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

以上で、本定例会に提案されました全ての議案審議が終了いたしました。ただいまをもって閉会したいと思います。御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本定例会はただいまをもって閉会いたします。

御苦労さまでした。

(午前 9時43分)

上記会議の経過は書記として記載したものであるが、その内容に相違ないことをここに署名する。

議 長 \_\_\_\_\_

9 番 \_\_\_\_\_

10 番 \_\_\_\_\_